

平成26年会社法改正後の株式会社の機関設計

—株式会社の機関（会社法第295条～第430条）の効果的教授法の試み：6区画と10類型による説明—

米 田 保 晴

目次

I. はじめに：本稿の目的と内容

II. 会社法上可能な機関設計の種類

1. 全体像

- (1) すべての株式会社が必ず置かなければならない機関
- (2) 定款の定めにより任意に設置できる機関
- (3) 監査等委員会設置会社および指名委員会等設置会社
- (4) 監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社以外の株式会社

2. 各株式会社が6区画のどこに位置するか

- (1) 6つの区画
- (2) 各区画に位置する株式会社の数
- (3) 大会社か非大会社かによる区分
- (4) 公開会社か非公開会社かによる区分
- (5) 取締役会設置会社か非取締役会設置会社かによる区分

3. 機関設計の10類型

(S) 指名委員会等設置会社

株主総会＋取締役＋取締役会＋指名委員会等（指名委員会・監査委員会・報酬委員会）＋会計監査人＋執行役

(K) 監査等委員会設置会社

株主総会＋取締役＋取締役会＋監査等委員会＋会計監査人

(A) 監査役会および会計監査人設置会社

株主総会＋取締役＋取締役会＋監査役＋監査役会＋会計監査人

(B) 株主総会＋取締役＋取締役会＋監査役＋会計監査人

(C) 株主総会＋取締役＋取締役会＋監査役＋監査役会

(D) 株主総会＋取締役＋取締役会＋監査役

(D¹) 株主総会＋取締役＋取締役会＋限定監査役

(d) 株主総会＋取締役＋取締役会＋会計参与

(E) 株主総会 (万能) ＋取締役＋監査役＋会計監査人

(F) 株主総会 (万能) ＋取締役＋監査役

(F¹) 株主総会 (万能) ＋取締役＋限定監査役

(G) 株主総会 (万能) ＋取締役

4. 株式会社の6区画と機関設計の10類型の組合せ

5. 必置類型の組織図

(1) 各区画における必置類型

(2) 必置類型の組織図と各記号の意味

(3) 必置類型の組織図 (図表6・図表7) の意義

III. 区画に基づく会社法上のルールの例

1. 大会社・非大会社の区分に基づく会社法上のルール (4点のみ)

2. 公開会社・非公開会社の区分および取締役会設置会社・非取締役会設置会社の区分に基づく会社法上のルールの例

3. 公開会社・非公開会社の区分に基づく会社法上のルールの例

4. 取締役会設置会社・非取締役会設置会社の区分に基づく会社法上のルールの例

5. 監査役設置会社・非監査役設置会社の区分に基づく会社法上のルールの例

IV. 機関設計の類型に基づく株式会社法上のルールの例

1. (A) 監査役会および会計監査人設置会社・(K) 監査等委員会設置会社・(S) 指名委員会等設置会社の比較

(1) 取締役の人事

- (2) 監査役・監査等委員・監査委員の人事
- (3) 監査役会・監査等委員会・監査委員会の運営・監査方法
- (4) 監査役会・監査等委員会・監査委員会の権限・義務
- (5) 監査等委員会のみが有する権限
- (6) 取締役会の権限・義務

V. おわりに

I. はじめに：本稿の目的と内容¹

平成17年に成立（平成18年5月1日施行）した会社法により従来の有限会社が株式会社に取込まれた結果、株式会社の機関設計の種類は、39種類にのぼり³、さらに平成26年会社法改正（平成27年5月1日施行）（以下「平成26年改正」という。）による監査等委員会設置会社の新設により、株式会社の機関設計の種類は47となった⁴。その結果、日本の会社法における株式会社の機関設計の全体像を把握することが、ますます困難になっている。

本稿は、このような現状に鑑み、株式会社の機関設計の種類およびそれぞれの機関設計に適用される会社法上のルール⁵について、図表を利用することにより、効率的に理解し記憶し易い形で学習する方法を提示することを目的としている⁶。

説明の順序としては、現行会社法上可能な機関設計の全貌を6区画に区分した図表（図表1）で示し（II.1.）、各区画の意味を説明し（II.2.）、機関設計の種類を基本的な10類型に分類する（II.3.）。さらに、この10類型の中から各区画において会社法上設置することが義務づけられている機関のみで構成される8類型（以下「必置類型」という。）を取り出して、それらを6区画の中に位置づけた組織図（図表6・図表7）によって示す（II.4.・5.）。

次に、図表6・図表7による具体的・視覚的なイメージを念頭において学習することが、会社法上の諸ルールの効果的な理解に資することを、会社法上の主なルールを、6区画に基づくもの（III.）と、10類型に基づくもの（IV.）とに分けて、それぞれの例を用いて示す。

最後に総括をする（V.）。

II. 会社法上可能な機関設計の種類

1. 全体像

図表1 株式会社の機関設計の種類

	左区画：非大会社
上区画	左上区画：公開非大会社
公開会社 (常に 取締役会 設置会社)	(S) 指名委員会等設置会社 株主総会＋取締役＋取締役会＋指名委員会等＋会計監査人＋執行役
	(K) 監査等委員会設置会社 株主総会＋取締役＋取締役会＋監査等委員会＋会計監査人
	(A) 監査役会および会計監査人設置会社 株主総会＋取締役＋取締役会＋監査役＋監査役会＋会計監査人
	(B) 株主総会＋取締役＋取締役会＋監査役＋会計監査人
	(C) 株主総会＋取締役＋取締役会＋監査役＋監査役会
	(D) 株主総会＋取締役＋取締役会＋監査役
中区画	左中区画：非大会社である非公開取締役会設置会社
非公開 取締役会 設置会社	(S) 指名委員会等設置会社 株主総会＋取締役＋取締役会＋指名委員会等＋会計監査人＋執行役
	(K) 監査等委員会設置会社 株主総会＋取締役＋取締役会＋監査等委員会＋会計監査人
	(A) 監査役会および会計監査人設置会社 株主総会＋取締役＋取締役会＋監査役＋監査役会＋会計監査人
	(B) 株主総会＋取締役＋取締役会＋監査役＋会計監査人
	(C) 株主総会＋取締役＋取締役会＋監査役＋監査役会
	(D) 株主総会＋取締役＋取締役会＋監査役 (D [〃]) 株主総会＋取締役＋取締役会＋限定監査役
(d) 株主総会＋取締役＋取締役会＋会計参与	
下区画	左下区画：非大会社である非取締役会設置会社
非取締役会 設置会社 (常に 非公開会社)	(E) 株主総会(万能)＋取締役＋監査役＋会計監査人
	(F) 株主総会(万能)＋取締役＋監査役
	(F [〃]) 株主総会(万能)＋取締役＋限定監査役
	(G) 株主総会(万能)＋取締役

(太字は必置類型)

右区画：大会社（常に会計監査人設置会社）
右上区画：公開大会社
(S) 指名委員会等設置会社 株主総会＋取締役＋取締役会＋指名委員会等＋会計監査人＋執行役 (K) 監査等委員会設置会社 株主総会＋取締役＋取締役会＋監査等委員会＋会計監査人 (A) 監査役会および会計監査人設置会社 株主総会＋取締役＋取締役会＋監査役＋監査役会＋会計監査人
右中区画：大会社である非公開取締役会設置会社
(S) 指名委員会等設置会社 株主総会＋取締役＋取締役会＋指名委員会等＋会計監査人＋執行役 (K) 監査等委員会設置会社 株主総会＋取締役＋取締役会＋監査等委員会＋会計監査人 (A) 監査役会および会計監査人設置会社 株主総会＋取締役＋取締役会＋監査役＋監査役会＋会計監査人 (B) 株主総会＋取締役＋取締役会＋監査役＋会計監査人
右下区画：大会社である非取締役会設置会社
(E) 株主総会（万能）＋取締役＋監査役＋会計監査人

平成26年改正後の株式会社の機関設計の種類は、図表1のとおりである⁷。図表1には、基本的な24種類のみを示してあるが、この24種類のうち、(d)以外の23種類については、会計参与を加える機関設計も可能である(326条2項)から、それら23種類も計算すると、会社法上可能な機関設計の種類は、47種類(24種類+23種類)となる(下記II.4.参照)。

図表1は、以下の会社法の定めに基づいて作成したものである(ただし、図表1では、簡便のため各機関の人数については記載していない)。

(1) すべての株式会社が必ず置かなければならない機関

①株式会社は、株主総会を置かなければならない⁸。

非取締役会設置会社(常に非公開会社(327条1項1号))の株主総会は、一切の事項について決議できる(295条1項)が、取締役会設置会社の株主総会は、会社法に規定する事項および定款で定めた事項に限り決議できる(295条2項)。図表1では、一切の事項について決議できる株主総会を「株式会社(万能)」と表記し、会社法に規定する事項および定款で定めた事項に限り決議できる株主総会を単に「株主総会」と表記している。

②非取締役会設置会社では、株主総会決議によって選任される(329条1項, 341条)1人以上の取締役を置かなければならない(326条1項)。取締役会設置会社では、株主総会決議によって選任される(329条1項, 341条)3人以上の取締役を置かなければならない(331条5項)。指名委員会等設置会社以外の取締役会設置会社では、取締役のうち1人以上は取締役会によって代表取締役に選定されなければならない(362条3項, 399条の13第3項, 416条1項・420条1項)。

(2) 定款の定めにより任意に設置できる機関

③株式会社は、定款の定めによって、取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人、監査等委員会または指名委員会等(指名委員会、監査委員会および報酬委員会(2条12号))を置くことがで

きる(362条2項)。

(3) 監査等委員会設置会社および指名委員会等設置会社

④監査等委員会設置会社⁹とは「監査等委員会」を置く株式会社であり(2条11号の2)、監査役を置いてはならず(327条4項)、また、指名委員会等を置いてはならない(327条6項)。そして、取締役会の設置(327条1項3号)および会計監査人の設置(327条5項)¹⁰ならびに取締役会による1人以上の代表取締役の選定(399条の13第3項)が義務づけられている。指名委員会等設置会社とは異なり、執行役は置かない。

また、監査等委員である取締役は3人以上で、その過半数は社外取締役(2条15号)¹¹でなければならず(331条6項)、かつ、監査等委員である取締役は業務執行取締役(2条15号イ)を兼ねることはできない(331条3項)ので、取締役の数は4人以上必要で、そのうち1名以上は監査等委員でない取締役でなければならない。

したがって、監査等委員会設置会社の機関設計は、基本的には、次の1類型のみである。

株主総会+取締役(4人以上の取締役。そのうち監査等委員でない取締役は1人以上でそのうち1名以上は代表取締役。監査等委員である取締役は3人以上でそのうち過半数は社外取締役)+取締役会+監査等委員会(監査等委員である取締役3人以上で、そのうち過半数は社外取締役)+会計監査人

この機関設計に会計参与を追加した類型も会社法上は可能である(326条2項)が、実際にそのような機関設計が利用される状況は考えにくいであろう。

⑤指名委員会等設置会社¹²(2条12号)においては、指名委員会等(指名委員会、監査委員会および報酬委員会(2条12号))の各委員会の委員は、取締役の中から取締役会決議によって選定され(400条

2項, 369条1項), その構成は, 取締役3人以上で(400条1項) そのうち過半数は社外取締役でなければならない(400条3項)。したがって, 少なくとも3人以上の取締役が必要で, そのうち2人以上は社外取締役でなくてはならない。また, 必ず会計監査人を置かなければならず(327条5項)¹³, 監査役を置いてはならない(327条4項)。さらに, 必ず, 取締役会決議によって選任される1人以上の執行役を置かねばならず(402条1項・2項, 369条1項), そのうち1人以上は, 取締役会決議で選定される代表執行役でなければならない(420条1項, 369条1項)。指名委員会等設置会社の業務執行は, 取締役ではなく執行役が行う(418条2号)が, 取締役と執行役を兼ねることは可能である(402条6項)。

したがって, 指名委員会等設置会社の機関設計は, 基本的には, 次の1類型のみである。

株主総会+取締役(3人以上で, そのうち2人以上は社外取締役)+取締役会+指名委員会等(指名委員会・監査委員会・報酬委員会(各委員会の委員は取締役3人以上で, そのうち過半数は社外取締役))+会計監査人+執行役(1人以上で, そのうち1人以上は代表執行役)

この機関設計に会計参与を追加した類型も会社法上は可能である(326条2項)が, 実際にそのような機関設計が利用される状況は考えにくいであろう。

- (4) 監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社以外の株式会社
- ⑥公開会社は, 取締役会を置かなければならない(327条1項1号)¹⁴。非公開会社は取締役会を置いても置かなくてもよい(327条1項1号の反対解釈)。
 - ⑦非公開会社は, その監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めることができる(389条1項)。以下, 定款によ

り監査の範囲を会計に関するものに限定した監査役を「限定監査役」という¹⁵。

- ⑧原則として、取締役会設置会社は、監査の範囲に制限のない監査役（すなわち業務監査権限と会計監査権限を有する監査役）を置かなければならない（327条2項本文）¹⁶。

例外として、非大会社でかつ非公開会社である取締役会設置会社（以下、非公開会社である取締役会設置会社を「非公開取締役会設置会社」という。）は、監査の範囲に制限のない監査役に代えて、限定監査役を置くか¹⁷または、会計参与を置いてよい（327条2項・3項，328条2項，389条1項かっこ書）¹⁸。大会社である非公開取締役会設置会社の場合は、これらの例外規定は適用されないので、原則どおり、必ず監査の範囲に制限のない監査役を置かなければならない（389条1項，328条1項・2項，327条3項）。

- ⑨監査役会を置くには、取締役会設置会社でなければならない（327条1項2号）¹⁹。公開会社である大会社（以下「公開大会社」という。）は、監査等委員会設置会社または指名委員会等設置会社でない場合は、監査役会および会計監査人を置かなければならない（328条1項）。

監査役会設置会社（2条10号）は、3人以上の監査役を置き、そのうち半数以上は、社外監査役（2条16号）²⁰でなければならない（335条3項），監査役会はすべての監査役で組織する（390条1項）。

- ⑩大会社は、会計監査人を置かなければならない（328条1項・2項）²¹。会計監査人設置会社は、監査等委員会設置会社または指名委員会等設置会社でない場合は、監査の範囲に制限のない監査役を置かなければならない（327条3項，389条1項かっこ書）²²。

- ⑪非取締役会設置会社は、非大会社であって、かつ会計監査人を置かない場合は、限定監査役を置くことができる（327条3項，328条2項，389条1項かっこ書）。ただし、非取締役会設置会社には、そも

そも監査役の設定は義務づけられてはいない（327条2項の反対解釈）²³。

2. 各株式会社が6区画のどこに位置するか

(1) 6つの区画

図表1において、すべての株式会社は、6つ区画のいずれかに位置している。図表1の区画を示す部分だけを取り出すと図表2のとおりとなる。

図表2 6つの区画

	左区画：非大会社	右区画： 大会社
上区画： 公開会社 (常に取締役会設置会社)	左上区画： 公開非大会社	右上区画 公開大会社
中区画： 非公開取締役会設置会社	左中区画： 非大会社である非公開取締役会設置会社	右中区画： 大会社である非公開取締役会設置会社
下区画： 非取締役会設置会社 (常に非公開会社)	左下区画： 非大会社である非取締役会設置会社	右下区画： 大会社である非取締役会設置会社

すべての株式会社は、この6区画のいずれかに必ず位置し、また、同時に2つ以上の区画に位置することはない。

上記の6つの区画を、図表2に示したとおり、「左上区画」・「右上区画」（両者を合わせて「上区画」）、「左中区画」・「右中区画」（両者を合わせて「中区画」）、「左下区画」・「右下区画」（両者を合わせて「下区画」）と呼ぶこととする。また、「左上区画」・「左中区画」・「左下区画」を合わせて「左区画」, 「右上区画」・「右中区画」・「右下区画」を合わせて「右区画」と呼ぶこととする。

大会社・非大会社および公開会社・非公開会社という区分は、株式会社の機関設計とは直接関連していないメルクマールに基づく区分である

が²⁴、取締役会設置会社・非取締役会設置会社という区分は、取締役会を置いているか否かという、機関設計に直接関連したメルクマールによる区分であり、大会社・非大会社および公開会社・非公開会社という区分とは、区分の性質が異なっている。しかし、会社法上の諸ルールには、大会社・非大会社、公開会社・非公開会社という区分のみならず、取締役会設置会社・非取締役会設置会社という区分に基づくものが少なからずあり（下記Ⅲ.2およびⅢ.4.参照）、これらのルールも含めて会社法上のルールの全体像を把握するためには、取締役会設置会社・非取締役会設置会社という区分も含めて6区画に区分した方が効果的であると考えられる²⁵。

(2) 各区画に位置する株式会社の数

6つの区画のそれぞれに含まれる株式会社の数のイメージは次のとおりである²⁶。株式会社の実態からは、6区画のうち、太線で囲んだ3つの区画、すなわち、公開大会社（右上区画）、非大会社である非公開取締役会設置会社（左中区画）および非大会社である非取締役会設置会社（左下区画）が重要であることが分かる。

図表3 各区画に位置する株式会社の社数<総株式会社数341万社（100%）>

	非大会社	大会社約9,500社（0.3%）
公開会社 （常に取締役会設置会社）	比較的少数（新規上場会社の一部や譲渡制限の定めを失念している中小企業など）	約3,600社（0.1%） 上場会社のほとんど
非公開取締役会設置会社	約176万社（51.6%）	約7,000社（0.2%）上場会社 の非上場子会社など
非取締役会設置会社 （常に非公開会社）	約164万社（48.1%） 特例有限会社など	

(3) 大会社か非大会社かによる区分

図表1の縦の線は、大会社と非大会社を区分している。「大会社」は

会社法上、最終事業年度²⁷に係る貸借対照表において、「資本金」の額が5億円以上であるか、または「負債の部」の額が200億円以上である株式会社であると定義されている（2条6号）。大会社でない株式会社について会社法上の呼称はないが、本稿では、「非大会社」と呼ぶ²⁸。

大会社であるか否かは、上記の定義により貸借対照表の数値によって客観的に定まり、また、すべての株式会社は少なくとも貸借対照表の要旨を公告する義務がある（440条1項・2項）ので、第三者は、当該公告により大会社か否かを判別することができる²⁹。

(4) 公開会社か非公開会社かによる区分

図表1は、横の2本の線によって区切られている。上の横線は、公開会社と非公開会社とを区分する線である。

「公開会社」は、会社法上、定款の定めにより、株式の全部または一部が譲渡制限株式（株式会社がその発行する全部または一部の内容として譲渡による当該株式会社の承認を要する旨の定めを設けている場合における当該株式（2条17号））でない株式会社であると定義されている（2条5号）³⁰。すなわち、定款上たとえ1株であっても譲渡制限のない株式の発行が可能であれば、実際に譲渡制限株式を1株も発行してなくても、公開会社である。したがって、「公開会社でない株式会社」とは、定款の定めの上で、すべての株式が譲渡制限株式である株式会社であるということになる³¹。公開会社でない株式会社について会社法上の呼称はないが、本稿では、「非公開会社」と呼ぶ³²。

譲渡制限株式であるか否かは株式の内容であり（107条1項1号・108条1項4号）、発行する株式の内容（種類株式発行会社にあつては、発行可能株式総数および発行する各種類の株式の内容）は登記事項なので（911条3項7号）、第三者は、ある株式会社が公開会社であるか非公開会社であるかは、登記によって知ることができる³³。

(5) 取締役会設置会社か非取締役会設置会社かによる区分

図表1の2本の横線のうち下の横線は、取締役会設置会社と非取締役会設置会社とを区分する線である。

取締役会設置会社は、取締役会を置く株式会社または会社法の規定により取締役会を置かなければならない株式会社をいうと定義されている(2条7号)。取締役会設置会社でない株式会社について会社法上の呼称はないが、本稿では、「非取締役会設置会社」と呼ぶ³⁴。

株式会社が取締役会設置会社であるときは、その旨を登記する必要がある(911条3項15号)、第三者は、ある株式会社が取締役会設置会社であるか否かを登記によって知ることができる。

3. 機関設計の10類型

図表1に記載されている機関設計の種類に着目すると、会社法上可能な機関設計は、以下のとおり基本的な10類型に分類できる(DとD¹、FとF¹はそれぞれ同じ類型であるとして数える)。なお、図表1では、一覧し易くするため、各機関の人数等は省略してある。

(S) 指名委員会等設置会社(2条12号)

株主総会+取締役(3人以上で、そのうち2人以上は社外取締役)+取締役会+指名員会等(指名委員会・監査委員会・報酬委員会(各委員会の委員は取締役3人以上で、そのうち過半数は社外取締役))+会計監査人+執行役(1人以上で、そのうち1人以上は代表執行役)
--

関係条文：2条12号，295条2項，326条1項，327条1項4号・4項・5項・6項，331条4項・5項，400条1項・3項，402条1項・2項・6項，415条，420条1項

設置可能な区画：公開会社および非公開取締役会設置会社(上区画および中区画)

設置義務のある区画：公開大会社（右上区画）において選択的必置

(K) 監査等委員会設置会社（2条11号の2）

株主総会＋取締役（4人以上の取締役。そのうち監査等委員でない取締役は1人以上でそのうち1名以上は代表取締役。監査等委員である取締役は3人以上でそのうち過半数は社外取締役）＋取締役会＋監査等委員会（監査等委員である取締役3人以上で、そのうち過半数は社外取締役）＋会計監査人

関係条文：2条11号の2，295条2項，326条1項，327条1項3号・4項・5項，329条2項，331条3項・5項・6項，399条の13第1項3号

設置可能な区画：公開会社および非公開取締役会設置会社（上区画および中区画）

設置義務のある区画：公開大会社（右上区画）において選択的必置

(A) 監査役会および会計監査人設置会社

株主総会＋取締役（3人以上で、そのうち1人以上は代表取締役）＋取締役会＋監査役（3人以上で、そのうち半数以上は社外監査役・1人以上は常勤監査役）＋監査役会＋会計監査人

関係条文：295条2項，326条1項・2項，327条1項1号・2号・3号，328条1号，331条5号，335条2項・3項，362条3項，390条3項

設置可能な区画：公開会社および非公開取締役会設置会社（上区画および中区画）

設置義務のある区画：公開大会社（右上区画）において選択的必置

(B) 株主総会＋取締役（3人以上で、そのうち1人以上は代表取締役）＋取締役会＋監査役（1人以上）＋会計監査人

関係条文：295条2項，326条1項・2項，327条2項・3項，328条2項，331条5項，362条3項

設置可能な区画：公開非大会社および非公開取締役会設置会社（左上区画および中区画）

設置義務のある区画：大会社である非公開取締役会設置会社（右中区画）

- (C) 株主総会＋取締役（3人以上で、そのうち1人以上は代表取締役）＋取締役会＋監査役（3人以上で、そのうち半数以上は社外監査役・1人以上は常勤監査役）＋監査役会

関係条文：295条2項，326条1項・2項，327条1項2号・2項，331条5項，335条2項・3項，362条3項，390条3項

設置可能な区画：公開非大会社および非大会社である非公開取締役会設置会社（左上区画および左中区画）

設置義務のある区画：なし

- (D) 株主総会＋取締役（3人以上で、そのうち1人以上は代表取締役）＋取締役会＋監査役（1人以上）

関係条文：295条2項，326条1項・2項，327条2項，331条5項，362条3項

設置可能な区画：公開非大会社および非大会社である非公開取締役会設置会社（左上区画および左中区画）

設置義務のある区画：公開非大会社（左上区画）において必置
非大会社である非公開取締役会設置会社（左中区画）において選択的必置

- (D') 株主総会＋取締役（3人以上で、そのうち1人以上は代表取締役）＋取締役会＋限定監査役（1人以上）

関係条文：295条2項，326条1項・2項，327条2項，331条5項，362条3項，389条1項

設置可能な区画：非大会社である非公開取締役会設置会社（左中区画）

設置義務のある区画：非大会社である非公開取締役会設置会社
(左中区画)において選択的必置

- (d) 株主総会＋取締役（3人以上で、そのうち1人以上は代表取締役）＋取締役会＋会計参与

関係条文：295条2項，326条1項・2項，327条2項ただし書，331条
5項，362条3項

設置可能な区画：非大会社である非公開取締役会設置会社（左中区
画）

設置義務のある区画：非大会社である非公開取締役会設置会社（左中
区画）において選択的必置

- (E) 株主総会（万能）＋取締役（1人以上）＋監査役（1人以上）＋
会計監査人

関係条文：295条1項，326条1項・2項，327条3項，328条2項

設置可能な区画：非取締役会設置会社（下区画）

設置義務のある区画：大会社である非取締役会設置会社（右下区画）

- (F) 株主総会（万能）＋取締役（1人以上）＋監査役（1人以上）

関係条文：295条1項，326条1項・2項

設置可能な区画：非大会社である非取締役会設置会社（左下区画）

設置義務のある区画：なし

- (F[〃]) 株主総会（万能）＋取締役（1人以上）＋限定監査役（1人以上）

関係条文：295条1項，326条1項・2項，389条1項

設置可能な区画：非大会社である非取締役会設置会社（左下区
画）

設置義務のある区画：なし

- (G) 株主総会（万能）＋取締役（1人以上）

関係条文：295条1項，326条1項

設置可能な区画：非大会社である非取締役会設置会社（左下区画）

設置義務のある区画：非大会社である非取締役会設置会社（左下区画）

以上の10類型を厳格度の順番に並べると、

(S)・(K)・(A) > (B) > (C) > (D) > (d) > (E) > (F) > (G)
となる³⁵。

これら10類型のうち (d) を除く 9 類型に会計参与を追加した類型も可能であり (326条2項)、それらも数えると機関設計の類型は19となる。しかし、そのような機関設計はまれであろうし、会計参与を追加しても、機関設計の特徴は上記の10類型と基本的に変わらないと思われるので、これら基本的な10類型を念頭に置けばよいと思われる。

4. 株式会社の6区画と機関設計の10類型の組合せ

会社法の定めに従い、(S) から (G) までの機関設計の10類型を6つの区画の中に位置付けると図表1のとおりとなるわけである。図表1を、各機関設計の類型の記号を用いて表すと図表4のとおりとなる。図表4の四角で囲んだ類型（図表1では太字で示されている）は、それぞれの区画において、設置することが会社法上義務づけられている機関のみによる機関設計の類型（必置類型）である。

図表4 6区画と機関設計の類型の組合せ

	左区画：非大会社	右区画：大会社
上区画： 公開会社 (常に取締役会設置会社)	左上区画：公開非大会社 S, K, A, B, C, D	右上区画：公開大会社 S , K , A ,
中区画： 非公開取締役会設置会社	左中区画：非大会社である非公開取締役会設置会社	右中区画：大会社である非公開取締役会設置会社

平成26年会社法改正後の株式会社の機関設計

	S, K, A, B, C, \boxed{D} , $\boxed{D'}$, \boxed{d}	S, K, A, \boxed{B}
下区画： 非取締役会設置会社 (常に非公開会社)	左下区画：非大会社である 非取締役会設置会社 E F, F' , \boxed{G}	右下区画：大会社である 非取締役会設置会社 \boxed{E}

図表1および図表4にみるとおり、各機関設計の種類が異なる区画に位置する場合は異なる種類の機関設計であるとして数えると、機関設計の種類は、24種類となる（DとD'、FとF'は、異なる種類であるとしては数えない）。

さらに、この24種類のうち、(d)以外の23種類については、会計参与を加える機関設計も可能である（326条2項）から、それら23種類も計算すると、会社法上可能な機関設計の種類は、47種類（24種類+23種類）となる。

5. 必置類型の組織図

(1) 各区画における必置類型

上記の24種類（DとD'、FとF'はそれぞれ同一の種類であるとして数える）のうち、必置類型、すなわち図表4で四角で囲まれている類型のみを取り上げると、次のとおりとなる。

図表5 株式会社の必置類型

	左区画：非大会社	右区画：大会社
上区画：公開会社（常に 取締役会設置会社）	左上区画：公開非大会社 D	右上区画：公開大会社 S, K, A
中区画：非公開取締役会 設置会社	左中区画：非大会社である 非公開取締役会設置会社 D, D', d	右中区画：大会社である 非公開取締役会設置会社 B
下区画：非取締役会設置 会社（常に非公開会社）	左下区画：非大会社である 非取締役会設置会社 G	右下区画：大会社である 非取締役会設置会社 E

(2) 必置類型の組織図と各記号の意味

各区画の必置類型のみをとりあげ、組織図で示したものが図表6および図表7である。

図表6は、(S) 指名委員会等設置会社と (K) 監査等委員会設置会社を除くすべての必置類型の組織図を6区画の中に描いたものである。

公開大会社(右上区画)においては、(S) 指名委員会等設置会社・(K) 監査等委員会設置会社・(A) 監査役会および会計監査人設置会社のうちからいずれかの類型を設置することが会社法上義務づけられている(328条)が、それら3類型の組織図は、図表7として別途図示した。

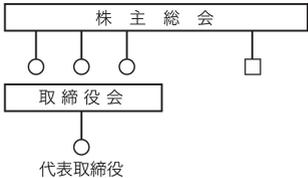
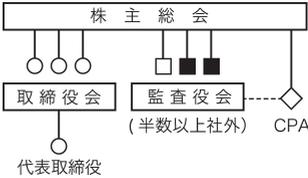
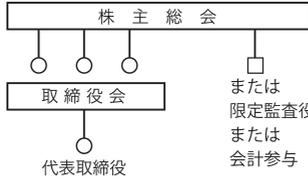
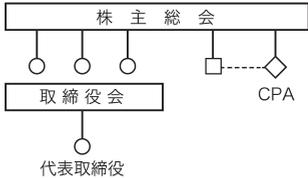
(A) 監査役会および会計監査人設置会社の組織図を、図表7のみならず図表6においても図示しているのは、他の必置類型(B・D・D'・d・E・G)の組織図との比較を容易にするためである。

図表6および図表7において、横長の長方形は会議体(株主総会、取締役会、監査役会、指名委員会等、監査等委員会)を示し、○は取締役(●は社外取締役)を、「○監」は、監査等委員である取締役(「●監」は監査等委員である社外取締役)を、□は監査役(■は社外監査役)を、☆は執行役を示している。会計監査人は、◇の下にCPA(Certified Public Accountant すなわち公認会計士の略)と記載して示した。また、各機関の人数は、会社法の規定上理論的に最低限の数を示している。

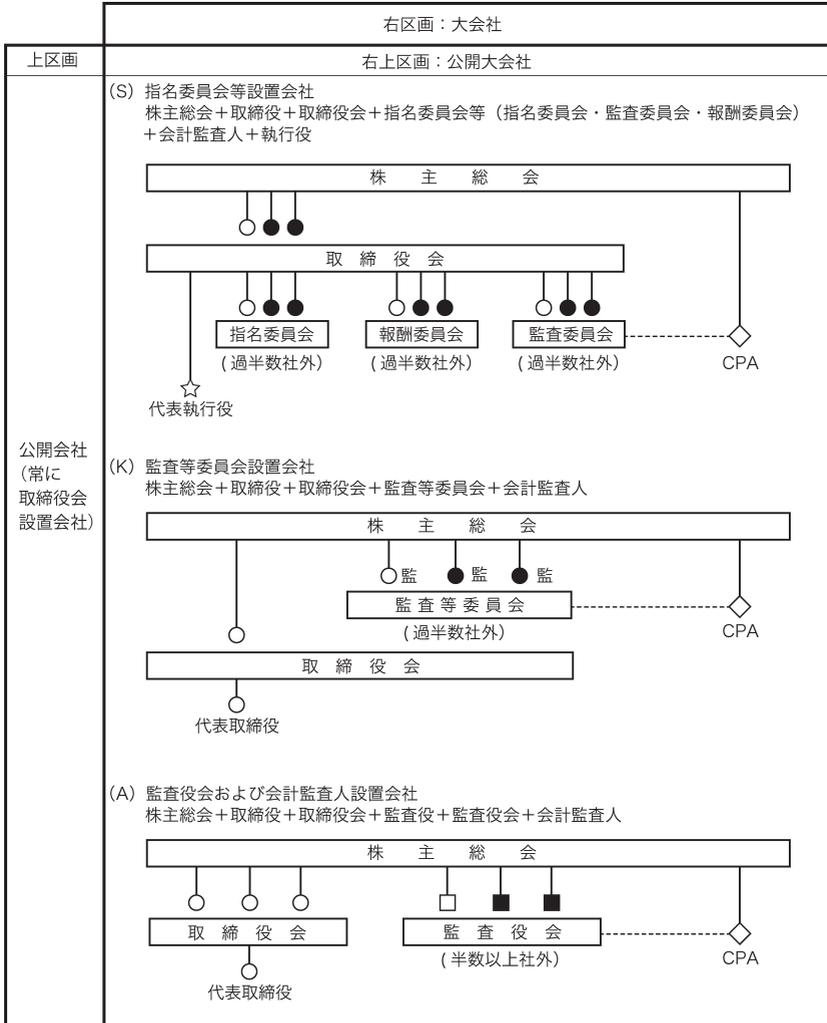
株主総会から下に向かって引かれている直線は、直線の下にある機関(取締役(監査等委員である取締役を含む)、監査役または会計監査人)が、株主総会で選任されることを示し、取締役会から下に向かって引かれている直線は、直線の下にある機関(代表取締役または指名委員会等設置会社の指名委員会・報酬委員会・監査委員会の委員、執行役・代表執行役)が取締役会によって選任(執行役の場合)または選定(執行役以外の場合)されることを示している。

監査役・監査役会・監査委員会・監査等委員会と会計監査人との間の

図表 6 株式会社の必置類型の組織図

	左区画：非大会社	右区画：大会社（常に会計監査人設置会社）
上区画	<p>左上区画：公開非大会社</p> <p>(D) 株主総会＋取締役＋取締役会 ＋監査役</p>  <p>株主総会</p> <p>取締役会</p> <p>代表取締役</p>	<p>右上区画：公開大会社</p> <p>(S) 指名委員会等設置会社 株主総会＋取締役＋取締役会 ＋指名委員会等＋会計監査人＋執行役</p> <p>(K) 監査等委員会設置会社 株主総会＋取締役＋取締役会 ＋監査等委員会＋会計監査人</p> <p>(A) 監査役会および会計監査人設置会社 株主総会＋取締役＋取締役会 ＋監査役＋監査役会＋会計監査人</p>  <p>株主総会</p> <p>取締役会</p> <p>監査役会 (半数以上社外)</p> <p>CPA</p> <p>代表取締役</p>
中区画	<p>左中区画：非大会社である非公開取締役会設置会社</p> <p>(D) 株主総会＋取締役＋取締役会 ＋監査役</p> <p>(D) 株主総会＋取締役＋取締役会 ＋限定監査役</p> <p>(d) 株主総会＋取締役＋取締役会 ＋会計参与</p>  <p>株主総会</p> <p>取締役会</p> <p>代表取締役</p> <p>または 限定監査役 または 会計参与</p>	<p>右中区画：大会社である非公開取締役会設置会社</p> <p>(B) 株主総会＋取締役＋取締役会 ＋監査役＋会計監査人</p>  <p>株主総会</p> <p>取締役会</p> <p>代表取締役</p> <p>CPA</p>
下区画	<p>左下区画：非大会社である非取締役会設置会社</p> <p>(G) 株主総会（万能）＋取締役</p>  <p>株主総会（万能）</p>	<p>右下区画：大会社である非取締役会設置会社</p> <p>(E) 株主総会（万能）＋取締役 ＋監査役＋会計監査人</p>  <p>株主総会（万能）</p> <p>CPA</p>

図表7 公開大会社の選択的必置類型の組織図



点線は、両者が常にセットで機能することを示している³⁶。

(3) 必置類型の組織図（図表6・図表7）の意義

(ア) 区画に基づく会社法上のルールが理解し易くなる

会社法に定められているさまざまなルールには、株式会社が大会社か否か、公開会社か否か、また取締役会設置会社か否か（すなわち、株式会社が6区画のいずれの区画に位置するか）に着目して定められているものが多い。これらのルールについて学ぶ際は、図表6・図表7によって、当該ルールの対象となる株式会社がどの区画に位置するか、そしてその区画の必置類型はどのような組織であるか、すなわち、当該ルールはどのような機関設計を前提として制定されているかを確認しながら学習すると、そのルールの理解が容易になるであろう。

(イ) 機関設計に基づく会社法上のルールが理解し易くなる

また、会社法上のルールには、6区画ではなく、機関設計の10類型（S・K・A・B・C・D・d・E・F・G）に着目して定められているものもある。これらのルールは、そのルールが対象とする株式会社がどの区画に位置しているかに関わらず、株式会社が当該類型の機関設計をとる限り、一律に適用される。そのようなルールについて学ぶ際は、図表6・図表7の当該株式会社の組織図を参照しながら学習することによって、当該ルールの理解が容易になるであろう（図表6には必置類型でない2類型（C・F）の組織図が記載されていないが、これらの類型を採用する株式会社はまれであろう）。

(ウ) 条文が読み易くなる

会社法の条文は、読みづらいと言われる。その一因は、1つの条文の中に、6区画の異なる区画に位置する株式会社を対象とするルールや、異なる機関設計を採用する株式会社を対象とするルールが混在している場合があることにもあろう。そのような条文については、各条項を読むに当たり、その条項が図表6・図表7のどの区画に位置する株式会社を対象としたものであるかを確認し、さらに、そのルールが前

提としている機関設計を、図表6・図表7に記載の当該区画の必置類型の組織図によって確認しながら読むと、理解し易いであろう。

例えば、348条および349条の条項を区画ごとに整理すると図表8のようになる。各区画の名前欄のアルファベットは必置類型で、ダッシュ (/) の左側が非大会社(左区画)、ダッシュ (/) の右側が大会社(右区画)の必置類型である。

図表8 各条項が対象とする株式会社が混在する条文の例

上区画： 公開会社 D/S・K・A	349条4項：代表取締役は、株式会社の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。 349条5項：前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。
中区画： 非公開 取締役会 設置会社 D・D'・d/B	349条4項：代表取締役は、株式会社の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。 349条5項：前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。
下区画： 非取締役会 設置会社 G/E	348条1項：取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、株式会社（取締役会設置会社を除く。以下この条において同じ。）の業務を執行する。 348条2項・3項・4項（条文内容省略） 349条1項：取締役は、株式会社を代表する。ただし、他に代表取締役その他株式会社を代表する者を定めた場合は、この限りでない。 349条2項：前項本文の取締役が二人以上ある場合には、取締役は、各自、株式会社を代表する。 349条3項：株式会社（取締役会設置会社を除く）は、定款、定款の定めに基づく取締役の互選又は株式会社の決議によって、取締役の中から代表取締役を定めることができる。

	<p>349条4項：代表取締役は、株式会社の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。</p> <p>349条5項：前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。</p>
--	---

以下では、株式会社がいずれの区画に位置するかに着目して定められた会社法上のルール（下記Ⅲ.），および、いずれの機関設計を採用しているかに着目して定められた会社法上のルール（下記Ⅳ.）を述べる。上記(ア)(イ)で述べた点に留意して読んでいただきたい。また、関係条文の参照に当たっては、上記(ウ)で述べた点に留意していただきたい。

Ⅲ. 区画に基づく会社法上のルールの例

会社法上の諸ルールのうち、株式会社がどの区画に位置するかによって適用範囲が定まるもの例は以下のとおりである。

1. 大会社・非大会社の区分に基づく会社法上のルール（4点のみ）

以下で述べるルールは、大会社・非大会社の区分に着目して、大会社のみを対象としているもの、すなわち図表9の右区画（太字で囲んだ部分）を適用範囲としているものである。これらのルールでは、その機関設計として、①大会社では、公開大会社（右上区画）の場合はS、KまたはAを、大会社である非公開取締役会設置会社（右中区画）の場合はBを、大会社である非取締役会設置会社（右下区画）の場合はEを前提としており、②非大会社では、公開非大会社（左上区画）の場合はD、非大会社である非公開取締役会設置会社（左中区画）の場合はD、D'またはdを、非大会社である非取締役会設置会社（左下区画）の場合はGを前提としている（図表9および図表6・図表7参照）。

図表9 大会社・非大会社の区分に基づく会社法上のルール範囲

	左区画：非大会社	右区画：大会社
上区画：公開会社 (常に取り締役会設置会社)	左上区画：公開非大会社 D	右上区画：公開大会社 S, K, A,
中区画：非公開取締役会 設置会社	左中区画：非大会社である 非公開取締役会設置会社 D, D', d	右中区画：大会社である 非公開取締役会設置会社 B
下区画：非取締役会設置 会社(常に非公開会社)	左下区画：非大会社である 非取締役会設置会社 G	右下区画：大会社である 取締役会設置会社 E

このようなルールは、次の4点のみである³⁷。

- (1) 監査等委員会設置会社および指名委員会等設置会社以外の大会社には、清算株式会社の場合を除き(477条7項)、会計監査人の設置義務がある(328条1項・2項)³⁸。監査等委員会設置会社および指名委員会等設置会社以外の非大会社では、会計監査人の設置は任意である(326条2項)。監査等委員会設置会社および指名委員会等設置会社の機関設計は、大会社か否か、公開会社か否かにかかわらず、基本的に1類型のみであり、清算株式会社の場合を除き(477条7項)、常に会計監査人の設置が義務づけられている(327条5項)³⁹。
- (2) 監査等委員会設置会社および指名委員会等設置会社以外の大会社には、内部統制システムの整備義務がある(348条3項4号・4項, 362条4項6号・5項)。監査等委員会設置会社および指名委員会等設置会社以外の非大会社では、内部統制システムの整備は会社法の規定上は任意である⁴⁰。

監査等委員会設置会社および指名委員会等設置会社においては、大会社か否か、公開会社か否かにかかわらず、内部統制システムの整備義務がある(399条の13第1項1号ロハ・2項, 416条1項1号ロホ・2項)。

- (3) 大会社には、連結計算書類の作成義務がある（金融商品取引法24条1項に基づき有価証券報告書を提出する会社に限る。444条3項）。非大会社では、会計監査人設置会社である場合に連結計算書類を任意に作成することができる（444条1項）。
- (4) 清算の開始原因（475条）が生じた大会社または公開会社は、清算中に、監査役設置義務がある（477条4項）。この場合、監査等委員会設置会社であった清算株式会社においては、監査等委員である取締役が監査役となり（477条5項）、指名委員会等設置会社であった清算株式会社においては、監査委員が監査役となる（477条6項）。

2. 公開会社・非公開会社の区分および取締役会設置会社・非取締役会設置会社の区分に基づく会社法上のルールの例

次の2つのルールは、株式会社が図表6の上区画・中区画・下区画のいずれに位置するかによってその適用範囲が定まるものの例である。これらのルールでは、その機関設計において、①公開会社（上区画）では、非大会社（左上区画）の場合はD、大会社（右上区画）の場合はS、KまたはAを、②非公開取締役会設置会社（中区画）では、非大会社（左中区画）の場合はD、D[´]またはd、大会社（右中区画）の場合はBを、③非取締役会設置会社（下区画）では、非大会社（左下区画）の場合はG、大会社（右下区画）の場合はEを前提としているのである（図表6・図表7参照）。

なお、以下の記述において、各区画を示す欄は、単に「公開会社」・「非公開取締役会設置会社」・「非取締役会設置会社」と記載するが、それぞれ、図表8と同様に、「上区画：公開会社：D/S・K・A」・「中区画：非公開取締役会設置会社：D・D[´]・d/B」・「下区画：非取締役会設置会社：G/E」と記載されているとみなしていただきたい。

- (1) 株主総会招集通知のタイミングおよび方法⁴¹

公開会社	株主総会の2週間前までに招集通知を書面または電磁的方法（株主の承諾が必要）で発しなければならない（299条1項・2項2号・3項）。
非公開取締役会設置会社	書面投票・電磁的方法による議決権行使を認める場合は2週間前、それ以外の場合は1週間前までに招集通知を書面または電磁的方法（株主の承諾が必要）で発しなければならない（299条1項かつ書・2項2号・3項）。
非取締役会設置会社	書面投票・電磁的方法による議決権行使を認める場合は2週間前、そうでない場合は、 <u>1週間を下回る期間を定款で定めたときはその期間前までに、それ以外のときは1週間前までに、招集通知を発しなければならない</u> （299条1項かつ書）。招集通知は、書面投票・電磁的方法による議決権行使を認める場合は書面または電磁的方法（株主の承諾が必要）でなければならず（299条2項1号・3項）、そうでない場合は書面または電磁的方法でなくてもよい（2項2号の反対解釈）。

(2) 株主総会の議題提案権（303条1項）を有する株主の要件⁴²

公開会社	総株主の議決権の1%（これを下回る割合を定款で定めた場合はその割合）以上の議決権または300個（これを下回る数を定款で定めた場合はその数）以上の議決権を <u>6ヶ月（これを下回る期間を定款で定めた場合はその期間）前から引き続き有する株主</u> （303条2項）。
非公開取締役会設置会社	総株主の議決権の1%（これを下回る割合を定款で定めた場合はその割合）以上の議決権または300個（これを下回る数を定款で定めた場合はその数）以上の議決権を <u>有する株主</u> （303条3項・2項）。
非取締役会設置会社	<u>株主</u> （303条1項）

3. 公開会社・非公開会社の区分に基づく会社法上のルールの例⁴³

次の11のルールは、株式会社が図表6の①公開会社（上区画）に位置す

るか、それとも、②非公開会社（中区分または下区分）に位置するかによってそのルールの適用範囲が定まるものの例である。これらのルールでは、公開会社（上区分）か否かのみがメルクマールとなっており、取締役会設置会社か否かの区別はなされていない（すなわち中区分と下区分には同一のルールが適用される）。

これらのルールでは、その機関設計において、①公開会社（上区分）では、非大会社（左上区分）の場合はD、大会社（右上区分）の場合はS、KまたはAを、②非公開会社（中区分および下区分）では、非大会社である非公開取締役会設置会社（左中区分）の場合はD、D'またはd、大会社である非公開取締役会設置会社（右中区分）の場合はB、非大会社である非取締役会設置会社（左下区分）の場合はG、大会社である非取締役会設置会社（右下区分）の場合はEを、前提としているのである（図表6・図表7参照）。

(1) 取締役会設置義務の有無⁴⁴

公開会社	公開会社は取締役会を置かなければならない（327条1項1号）。
非公開 取締役会 設置会社	非公開会社は取締役会を置くか否かは任意である（327条1項1号の反対解釈、326条2項）。→取締役会を置くことを選択した株式会社が非公開取締役会設置会社。
非取締役会 設置会社	同上→取締役会を置かないことを選択した株式会社が非取締役会設置会社。

(2) 株主権の行使要件としての株式保有期間の有無

公開会社において保有期間の要件が課されている場合、非公開会社では当該保有期間の要件が不要とされる⁴⁵。

例1：株主総会招集請求要件⁴⁶

公開会社	総株主の議決権の3%（これを下回る割合を定款で定めた場合はその割合）以上の議決権を、 <u>6ヶ月</u> （これを下回る期間を定款で定めた場合はその期間）前から引き続
------	--

	き有する株主は、取締役に対して株主総会の招集を請求できる（297条1項）。
非公開 取締役会 設置会社	総株主の議決権の3%（これを下回る割合を定款で定めた場合はその割合）以上の議決権を有する株主は、取締役に対して株主総会の招集を請求できる（297条1項・2項）（ <u>6ヶ月の保有要件不要</u> ）。
非取締役会 設置会社	同上

例2：取締役の行為の差止請求権を有する株主の要件⁴⁷

公開会社	<u>6ヶ月</u> （これを下回る期間を定款で定めた場合はその期間）前から引き続き株式を有する株主は、……取締役に對し、当該行為をやめることを請求することができる（360条1項）
非公開 取締役会 設置会社	株主は、……当該取締役に對し、当該行為をやめることを請求することができる（360条1項・2項）（ <u>6ヶ月の保有要件不要</u> ）
非取締役会 設置会社	同上

(3) 株主平等の原則の例外（株主の権利に関する属人的定め）⁴⁸

公開会社	株主を、その有する株式の内容および数に応じて、平等に取り扱わなければならない（109条1項）（株主平等の原則→株主の権利に関する属人的定め禁止）。
非公開 取締役会 設置会社	<u>剰余金配当請求権</u> （105条1項1号）、 <u>残余財産分配請求権</u> （105条1項2号）、 <u>議決権</u> （105条1項3号）について株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定款で定めることができる（109条2項）（株主の権利に関する属人的定め許容）。
非取締役会 設置会社	同上

(4) 株券発行の時期⁴⁹

公開会社	定款で株券発行の定めをした場合は、遅滞なく、当該株式に係る株券を発行しなければならない（215条1項）。
非公開 取締役会 設置会社	株券を発行する旨の定款の定めをしていても、 <u>株主から請求がある時まで</u> は、株券を発行しないことができる（215条4項）
非取締役会 設置会社	同上

なお、公開会社・非公開会社ともに、定款で株券を発行する旨を定め
ない限り、株券を発行する必要はない（214条）。

(5) 取締役または監査役を選任できる種類株式の発行⁵⁰

公開会社	取締役または監査役を選任できる種類株式は、公開会社 および指名委員会等設置会社には発行が認められない （108条1項柱書ただし書・1項9号）
非公開 取締役会 設置会社	取締役または監査役を選任できる種類株式は、指名委員 会等設置会社でない非公開会社のみ発行が認められる （108第1項柱書ただし書の反対解釈・1項9号）
非取締役会 設置会社	同上

(6) 議決権制限株式の発行数の制限⁵¹

公開会社	議決権制限株式（株主総会において議決権を行使するこ とができる事項について制限のある株式（115条、108条 1項3号））の数が、 <u>発行済株式総数の2分の1</u> を超え たときは、直ちに、2分の1以下にするための必要な措 置をとらなければならない（115条）。
非公開 取締役会 設置会社	議決権制限株式の発行数についての制限（115条）がな い（115条の反対解釈）。
非取締役会 設置会社	同上

(7) 募集株式の発行等の際の募集事項の決定機関⁵²

公開会社	募集事項の決定は、 <u>取締役会</u> の決議によらなければならない（ただし、払込金額が「 <u>特に有利な金額</u> 」のときは <u>株主総会</u> の決議によらなければならない）（201条1項、199条2項・3項）。
非公開 取締役会 設置会社	募集事項の決定は、 <u>株主総会</u> の決議によらなければならない（199条2項）。
非取締役会 設置会社	同上

(8) 監査役の監査範囲の限定⁵³

公開会社	公開会社の全部および非公開会社のうちの監査役会設置会社・会計監査人設置会社では、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定することはできない（389条1項の反対解釈）。
非公開 取締役会 設置会社	非公開会社（監査役会設置会社および会計監査人設置会社を除く）では、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めることができる（389条1項）。
非取締役会 設置会社	同上

(9) 監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社以外の株式会社の取締役の任期⁵⁴

公開会社	監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社以外の公開会社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする（定款または株主総会決議で短縮可能）。（332条1項・3項・4項・5項・6項）。
非公開 取締役会 設置会社	監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社以外の非公開会社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結

	の時までとする（定款または株主総会決議で短縮可能）。さらに、定款により選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで伸長可能（332条1項・2項・3項・4項・5項・6項）。
非取締役会 設置会社	同上

(10) 発行可能株式総数の制限の有無⁵⁵

公開会社	設立時発行株式総数は、発行可能株式総数の4分の1を下ることができない（37条3項）。 定款を変更して発行可能株式総数を増加する場合には、変更後の発行可能株式総数は、発行済株式総数の4倍を超えることができない（113条3項1号）。
非公開 取締役会 設置会社	設立時発行株式総数は、発行可能株式総数以内であればよい（37条3項ただし書）。 定款を変更して発行可能株式総数を増加する場合に特に株式数の制限はない（113条3項1号の反対解釈）。
非取締役会 設置会社	同上

4. 取締役会設置会社・非取締役会設置会社の区分に基づく会社法上のルール例

次の4つのルールは、株式会社が図表6の①公開会社（上区画。常に取締役会設置会社（327条1項1号））または非公開取締役会設置会社（中区画）に位置するか、それとも、②非取締役会設置会社（下区画）に位置するかによってそのルールの適用範囲が定まるものの例である。

これらのルールでは、取締役会設置会社（上区画または中区画）であるか否かのみがメルクマールとなっており、公開会社であるか否かの区別はなされていない（すなわち上区画と中区画には同一のルールが適用される）。

これらのルールでは、その機関設計において、①取締役会設置会社（上区画または中区画）では、公開非大会社（左上区画）の場合はD、公開大会社（右上区画）の場合はS、KまたはAを、非大会社である非公開取締役会設置会社（左中区画）の場合はD、D^ˆまたはdを、大会社である非公開取締役会設置会社（右中区画）の場合はBを、②非取締役会設置会社（下区画）では、非大会社である非取締役設置会社の場合はGを、大会社である非取締役会設置会社（右下区画）の場合はEを、前提としているのである（図表6・図表7参照）。

(1) 株主総会における決議事項⁵⁶

公開会社 （常に取締役会設置会社）	会社法に規定する事項および定款で定めた事項に限り、株主総会で決議することができる（295条2項）。
非公開取締役会設置会社	同上
非取締役会設置会社	会社法に規定する事項および株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について、株主総会で決議することができる（295条1項）。例えば、 ①譲渡制限株式の取得承認（139条1項） ②株式の分割の決定（183条2項） ③取締役の競業取引・利益相反取引の承認（356条1項）など。

(2) 株主総会招集の決定機関⁵⁷

公開会社 （常に取締役会設置会社）	株主総会招集の決定は取締役会が行う（298条4項・1項）。
非公開取締役会	同上

設置会社	
非取締役会 設置会社	株主総会招集の決定は <u>取締役</u> が行う（298条1項）。

(3) 株主総会決議事項⁵⁸

公開会社 （常に取締役会設置会社）	株主総会では、招集者が当該会議の目的として定めた事項以外の事項は決議できない（309条5項，298条1項2号）。
非公開 取締役会 設置会社	同上
非取締役会 設置会社	株主総会では、招集者が当該会議の目的として定めた事項以外の事項も決議できる（309条5項の反対解釈）。

(4) 計算書類・事業報告の株主総会招集通知への提供の要否⁵⁹

公開会社 （常に取締役会設置会社）	取締役は、定時株主総会の招集の通知に際して、株主に対し、計算書類・事業報告を提供する必要がある（437条）。
非公開 取締役会 設置会社	同上
非取締役会 設置会社	取締役は、株主総会の招集の通知に際して、株主に対し、計算書類・事業報告を提供する必要がない（437条の反対解釈）。

5. 監査役設置会社・非監査役設置会社の区分に基づく会社法上のルールの例⁶⁰

監査役設置会社（監査の範囲に限定のない監査役を置く株式会社または会社法の規定により監査役を置かなければならない株式会社（2条9号））

か非監査役設置会社（監査役設置会社でない株式会社について会社法上の呼称はないが、本稿では、「非監査役設置会社」と呼ぶ。非監査役設置会社には、限定監査役を置く株式会社も含まれる。）かの区分に基いて、異なるルールが適用される場合がある。非監査役設置会社で可能な機関設計は、図表9の< >で示したD[〃]、d、F[〃]、Gの4つの基本類型およびD[〃]、F[〃]、Gに会計参与を追加した3種類の合計7種類のみであり、区画としては、図表10の太字で囲った部分すなわち、非大会社である非公開取締役会設置会社（左中区画）の一部、および非大会社である非取締役会設置会社（左下区画）の一部でのみ可能である。なお、図表10の四角で囲った類型は、必置類型である。

監査役設置会社か非監査役設置会社かの区分は、監査の範囲に限定のない監査役を設けているか否かという機関設計の類型に基づく区分ではあるが、上記のとおり、非監査役設置会社の場合とは、非公開の非大会社（図表10の左中区画と左下区画）における太線で囲んだ部分の区画に株式会社が位置する場合であると認識した方が理解しやすいと思われるので、区画に基づくルールであるとして説明する。

図表10 監査役設置会社か非監査役設置会社かの区分に基づくルールの適用範囲

	非大会社	大会社
上区画：公開会社 (常に取締役会設置会社)	左上区画：公開非大会社 S, K, A, B, C, D	右上区画：公開大会社 S , K , A ,
中区画：非公開取締役会 設置会社	左中区画：非大会社である 非公開取締役会設置会社 S, K, A, B, C, D <D[〃]> , <d>	右中区画：大会社である 非公開取締役会設置会社 S, K, A, B
下区画：非取締役会設置	左下区画：非大会社であ	右下区画：大会社である

平成26年会社法改正後の株式会社の機関設計

会社（常に非公開会社）	る非取締役会設置会社	非取締役会設置会社
	E F, < F' >, < G >	E

監査役設置会社に対するルールと非監査役設置会社に対するルールが相違する例としては、次のようなものがある。

	監査役設置会社	非監査役設置会社
①株式会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実の取締役による報告義務の対象者	監査役 (357条1項かっこ書)	株主 (357条1項)
②株主による取締役の違法行為差止め請求権の行使要件	当該株式会社に回復することができない損害が生ずるおそれがあるとき。(360条3項)	当該株式会社に著しい損害が生ずるおそれがあるとき。(360条1項)
③株主による取締役会招集請求権・招集権	なし。	取締役が会社の目的外の行為を他の法令・定款違反行為をし、またはそのおそれがある場合に請求可能(367条1項)。取締役がこれに応じない場合には直接招集権が発生(367条3項・366条3項)。当該取締役会に出席し、意見を述べること可能。(367条4項)
④株主の取締役会議事録閲覧・謄写請求権	裁判所の許可が必要。(371条3項)	裁判所の許可は不要。(371条2項)
⑤定款授權に基づく役員等の責任の一部免除制度	適用あり。(426条1項)	適用なし。(426条1項)

IV. 機関設計の類型に基づく株式会社法上のルールの例

会社法上のルールには、株式会社がある機関設計類型をとる場合に、どの区画に位置するかに関わらず適用されるものもある。このような機関設計類型に基づくルールを理解する場合には、その類型の組織図を念頭において学習すると理解し易いであろう。

以下では、機関設計類型に基づくルールの典型的な例として、(S) 指名委員会等設置会社および(K) 監査等委員会設置会社に係るルールをとりあげる。この2類型は、(A) 監査役会および会計監査人設置会社とともに、公開大会社において選択的に設置義務を課せられている類型である⁶¹。そこで、以下ではこの3類型を比較しながら、それらの類型に適用されるルールを述べる。(K) 監査等委員会設置会社は、その内容において(A) 監査役会および会計監査人設置会社と(S) 指名委員会等設置会社の間位置するので、以下の記述においても、(K) 監査等委員会設置会社を中間に位置づけて比較することとする。図表7の組織図を念頭において、読んでいただきたい。

1. (A) 監査役会および会計監査人設置会社・(K) 監査等委員会設置会社・(S) 指名委員会等設置会社の比較⁶²。

(A) 監査役会および 会計監査人 設置会社	(K) 監査等委員会 設置会社	(S) 指名委員会等 設置会社
---------------------------------	-----------------------	-----------------------

(1) 取締役の人事 (Kのうち、監査等委員以外の取締役は、任期以外はAに近い)

(ア)取締役の任期	2年(短縮可) (332条1項)	監査等委員以外： 1年(短縮可) (332条1項・3項)	1年(短縮可) (332条1 項・6項)
		監査等委員： 2年(短縮不可)	

平成26年会社法改正後の株式会社の機関設計

		(332条1項・4項)	
(イ)取締役の選任	株主総会の 341条の決議 (329条1 項・341条)	同左	同左
		監査等委員と他の取締 役を区別 (329条2項)	
(ウ)監査等委員以 外の取締役の 解任	株主総会の 341条の決議 (339条1 項・341条)	同左	同左
		[監査等委員は 特別決議：下記]	
(ハ)報酬	定款・株主総 会決議 (361条1項)	定款・株主総会決議。 ただし、監査等委員と 他の取締役とを区別 (361条1項・2項)	報酬委員会が 個人別に決定 (404条3項)
(2) 監査役・監査等委員・監査委員の人事 (Kは、任期以外はAに近い)			
(ア)任期	4年(短縮不 可) (336条1項)	2年(短縮不可) (332条1項・4項)	1年(短縮可) (332条1 項・6項)
(イ)選任(選定)	株主総会の 341条の決議 (329条1 項・341条)	同左	取締役会決議 (400条2項)
(ウ)解任(解職)	株主総会の 特別決議 (339条1項・ 309条2項7 号)	同左	取締役会決議 (401条1項)

(エ)選任議案の同意権・提出請求権	有 (343条)	有 (344条の2)	なし
(オ)選解任に関する意見陳述権	有 (345条4項)	有 (342条の2)	なし
(カ)報酬等	定款・株主総会決議で決定。個人別については監査役間の協議。 (387条)	定款・株主総会決議で決定。個人別については監査等委員間の協議。 (361条1項・3項)	報酬委員会が個人別に決定 (404条3項)
(3) 監査役会・監査等委員会・監査委員会の運営・監査方法等 (Kは、Sに近い)			
(ア)特別利害関係人の議決権	有 (393条1項)	なし (399条の10第2項)	なし (412条2項)
(イ)監査の対象	取締役・会計参与の職務執行 (381条1項)	同左 (399条の2第3項1号)	取締役・会計参与・執行役の職務執行 (404条2項1号)
(ウ)監査の範囲	適法性	同右	適法性+妥当性
(エ)監査手法	実査	同右	内部統制部門を利用した監査
(オ)常勤者の要否	必須 (390条3項)	任意	任意
(カ)独任制か否か	独任制 (390条2項ただし書)	否	否

平成26年会社法改正後の株式会社の機関設計

(キ)取締役等に対する報告請求権限、業務・財産状況の調査権限の行使主体	各監査役 (381条2項)	監査等委員会が選定する監査等委員 (399条の3第1項)	監査委員会が選定する監査委員 (405条1項)
(ク)監査報告	各監査役が作成後、監査役会監査報告を作成 (381条1項、390条2項1号)	監査等委員会が作成 (各監査等委員は個別には作成せず) (399条の2第3項1号)	監査委員会が作成 (各監査委員は、個別には作成せず) (404条2項1号)
(4) 監査役会・監査等委員会・監査委員会の権限・義務 (A, K, Sはともに類似)			
(ア)取締役が法令違反等がある場合の取締役会への報告義務	各監査役 (382条)	各監査等委員 (399条の4)	各監査委員 (406条)
(イ)株主総会提議案の法令違反等の株主総会への報告義務	各監査役 (384条)	各監査等委員 (399条の5)	規定なし
(ウ)取締役等の違法行為差止請求権	各監査役の権限 (385条)	各監査等委員の権限 (399条の6)	各監査委員の権限 (407条)
(エ)会社・取締役間の訴訟代表権	監査役 (386条)	監査等委員会が選定する監査等委員 (399条の7)	監査委員会が選定する監査委員 (408条)

(ウ)会計監査人の 選解任・不再 任	議案の内容の 決定権限有 (344条 1 項・3項)	同左 (399条の2第3項2 号)	同左 (404条2項 2号)
(カ)取締役会の招 集請求権また は招集権	各監査役 (383条2 項・3項)	監査等委員会が選定す る監査等委員 (399条の14)	監査委員会が 選定する監査 委員 (417条1項)
(5) 監査等委員会のみが有する権限 (Kのみに有り, AやSにはない)			
(ア)監査等委員以 外の取締役の 選解任・報酬 等についての 株主総会での 意見陳述権	なし	有 (342条の2第4項・ 361条6項)	なし
(イ)監査等委員以 外の取締役と の利益相反取 引の承認によ る任務懈怠推 定規定の排除	なし	有 (423条4項)	なし
(6) 取締役会の権限・義務 (Kは, 取締役の過半数が社外取締役の場合 または定款で定めた場合は, Sに近く, それ以外の場合は, Aに近 い)。			
(ア)内部統制シス テムを決定す る義務	有 (大会社の 場合のみ) (362条4項 6号・5項)	有 (399条の13第1項1 号ロハ・2項)	有 (416条1項 1号ロホ・2 項)
(イ)取締役・執行 役への委任可 能な事項の範	狭い (362条4項)	(i) 広い (取締役の 過半数が社外取締役で ある場合または定款で	広い (416条4項)

困	定めた場合) (399条の13第5項・ 6項) (ii) 狭い(上記以外 の場合) (399条の13第4項)
---	---

例：

・重要な財産の 処分および譲 受け	委任不可 (362条4項)	(i) 委任可 (取締役の過半数が社 外監査役である場合ま たは定款で定めた場 合) (399条の13第5項・ 6項)	委任可 (416条4項)
・多額の借財		(ii) 委任不可 (上記以外の場合) (399条の13第4項)	
・重要な使用人 の選任・解任			
・重要な組織の 設置・変更・ 廃止			
・社債に関する 重要事項			

V. おわりに

本稿では、株式会社が位置する6つの区画と機関設計に関する10類型を軸に、平成26年改正後の会社法における機関設計の全体像および各機関設計を採用する株式会社に適用される会社法上のルールを効果的に学習する方法を提示した。

本稿が提示した内容は、図表6・図表7に集約されている。会社法上の諸ルールが対象としている株式会社の位置付け(6区各のうちのどの区画に位置するか)および当該ルールがどのような機関設計を前提としているか(どの必置類型か)を、図表6・図表7によって把握し、それらを念頭において学習することにより、当該ルールの理解が容易になるであろうというのが本稿の提示する方法である。

また、会社法は、同じ条文中に、異なる区画に位置する株式会社や、異な

る機関設計の株式会社を対象とするルールを混然と規定していることがあるが、そのような場合は、図表6・図表7を利用して各条項を整理することにより、条文の理解が容易になると思われる。

また、株式会社が6区画のどこに位置し、どのような機関設計を採用しているかは、当該株式会社の登記および公表された貸借対照表の情報を基に、図表6・図表7を参照することにより、外部の第三者も把握することができる。その結果、第三者は、当該株式会社に適用される会社法上のルールを明らかにすることができる。したがって、本稿の提示する方法は、株式会社と取引をする第三者が、あらかじめ相手方株式会社に適用される会社法上のルールを知るためにも役立つと思われる。

以上

注

1 本稿において、条文明のみを記載し法律名を記載しない場合は、すべて会社法の条文である。会社法施行規則は「施行規則」、会社計算規則は「計算規則」と略記する。「大会社」・「非大会社」、「公開会社」・「非公開会社」、「取締役会設置会社」・「非取締役会設置会社」の意味については、本文Ⅱ.2.(3)(4)(5)参照。

「監査役」の語は、会社法の条文では「監査の範囲に制限のない監査役（すなわち会計監査と業務監査を行う監査役）」と「監査の範囲を会計監査に限定した監査役（限定監査役（本文Ⅱ.1.(4)⑦参照）」の双方を含む語として用いられているが、本稿では「監査役」は、「監査の範囲を限定しない監査役」のみを意味するものとして用いる（後掲注⑮参照）。

本稿で扱う事項に関する主な概説書の該当頁は以下のとおりである。

①伊藤靖史・大杉謙一・田中亘・松井秀征『Legal Quest 会社法 第3版』132-254頁（有斐閣，2015）

②江頭憲治郎『株式会社法 第6版』305-589頁（有斐閣，2015）

③神田秀樹『会社法 第十七版』174-275頁（弘文堂，2015）

④弥永真生『リーガルマインド 会社法 第14版』111-260頁（有斐閣，2015）

2 「機関」とは、法人の意思決定をし、あるいは法人の運営に関わる者をいう。株式会社においては、株主総会・取締役・取締役会・会計参与・監査役・監査役会・会計監査人・監査等委員会・指名委員会等（指名委員会・監査委員会・報酬委員会（2条12号））および執行役が機関とされている（会社法第二編第四章）（伊藤他前掲注①133頁）。

機関に類似するものとして、臨時に設置される検査役および調査者がある。

「検査役」は、一定の事項について調査を行うために裁判所によって選任されるもので、現物出資財産の調査のため（33条：変態設立事項の調査、207条：募集株式の発行における現物出資の調査、284条：新株予約権の行使において現物出資財産を対価とする場合の調査）、株主総会・種類株主総会の招集手続もしくは決議方法の調査のため（306条：株主総会の場合、325条による306条の準用：種類株主総会の場合）または株式会社・子会社の業務・財務状況の調査のため（358条）に設けられる。

「調査者」（条文上は、「調査する者」）は、一定の事項について調査するために創立総会・株主総会・種類株主総会によって選任されるもので、設立時取締役（監査役設置会社の設立の場合、設立時取締役および設立時監査役）の全部もしくは一部が発起人である場合に、設立の手続が法令・定款に違反していないことを調査するため（94条）、株主総会・種類株主総会に提出・提供された資料を調査するため（316条1項：株主総会の場合、325条による316条1項の準用：種類株主総会の場合）または株主による招集請求もしくは株主による招集による株主総会において株式会社の業務および財産の状況を調査するために（316条2項：株主総会の場合、325条による316条2項の準用：種類株主総会の場合）設けられる。

なお、平成17年改正前商法（旧商法）は調査者を検査役と称していたが（旧商法237条4項・238条）、会社法では、概念の明確化を図る観点から、検査役という名称を裁判所が非訟事件手続により選任する場合に限って限定して用い（33条・207条・284条・306条・325条・358条）、株主総会（316条）のほか創立総会（94条）や種類株主総会（325条）において選任される場合には調査者と称することとした（奥島孝康他編『新基本法コンメンタール 会社法2』50-51頁〔久保田光昭〕（日本評論社、2010））。

検査役を機関に含める見解もあるが、あるポストが機関にあたるか否かによって法律要件・効果に違いが生じることはないため、「機関」概念の定義を論じることに実益はない（伊藤他前掲注(1)133頁）。

- 3 平成17年成立の会社法制定後平成26年会社法改正前において、機関設計の選択肢の数は、会計参与を設置しない場合で19種類にのぼり、さらに、それらのすべての場合に会計参与を設けることができる（326条2項）ほか、非公開会社においては株主総会＋取締役＋取締役会＋会計参与という形の機関設計が認められる（327条2項ただし書）ことから、会計参与設置会社（2条8号）としては、20種類の選択肢が可能であった。したがって、論理的には会社法は、39種類（19種類＋20種類）の機関設計を認めていた。ただし、会社法上の機関設計の数は20種類といわれることもあった（例えば、岩原紳作「新会社法の意義と問題点 I 総論」商事1775号12頁、宍戸善一「新会社法の意義と問題点 II 定款自治の範囲の拡大と明確化―株主の選択」商事1775号18頁）。この場合は、会計参与を設置しない場合の19種類の選択肢に、会計参与を設置する場合のうち、株主総会＋取締役＋取締役会＋会計参与という選択肢のみを加えて数えている（宍戸前掲19頁）のである（米田保晴「新会社法における中小企業の機関設計」68頁注(3)・信州大学法学論集第8号55-71頁（2007）参照）。

平成17年成立の会社法では、大会社でかつ公開会社である株式会社については、機関設計の選択肢の拡大は行われていない。全体として選択肢が拡大した要因の一つは、非大会社にも会計監査人の設置を任意的に認めた点にある（326条2項）（ただし、そのうち指名委員会等設置会社（会社法制定前は「委員会等設置会社」、会社法制定後平成26年改正前は「委員会設置会社」）の機関設計（株主総会＋取締役＋取締役会＋指名委員会等（指名委員会・監査委員会・報酬委員会）＋会計監査人＋執行役）または、監査役会および会計監査人設置会社（株主総会＋取締役＋取締役会＋監査役＋監査役会＋会計監査人）の機関設計は、旧商法の下でも、みなし大会社にとっては、選択可能であった（旧商法特例法1条の2第3項、2条2項）。会計監査人を設置した場合は、①取締役会が承認した計算書類が法令・定款に従っている等の要件を満たせば、計算書類につき定時株主総会の承認を受ける必要はない（承認特則規定（439条、施行規則116条・計算規則135条））、および、②会計監査人に加えて監査役会を設置し、かつ取締役の任期を1年に短縮すれば、剰余金の配当等を取締役会決議で決定することができるようになる（分配特則規定（459条、施行規則116条・計算規則155条））というメリットがある。しかし、これらのメリットは、非大会社のうち、株式会社の開催にかかる負担がそれほど大きくない非公開会社に対しては、多額の費用をかけてまで会計監査人を置くインセンティブを与えるほどに魅力的なものではないと思われる。したがって非公開非大会社が会計監査人を設置するのは、新規株式公開を予定するなど、会計監査人の監査を受ける特別なニーズのある例外的な場合に限られるであろう（米田前掲57頁、鳥飼重和他『非公開会社のための新会社法』27頁（商事法務、2005）、宍戸前掲注(2)18頁）。

- 4 伊藤他前掲注(1)137頁参照。また、47種類の詳細につき、本文II.4.参照。
- 5 ルールに違反した場合には、役員等に対する損害賠償請求の原因となる（423条・429条等）、金銭返還請求の原因となる（120条等）、差止請求事由となる（210条・247条、360条・385条・399条の6・407条等）、株主総会決議の無効事由・取消事由となる（830条・831条等）、会社の組織に関する訴え（828条以下）において無効事由となる、刑事罰の対象となる（960条以下）など様々な効果がある。各ルールについて、そのルールに違反した場合の効果等を常に確認する必要がある。
- 6 本稿の読者として、主として学部や法科大学院の学生を想定しているが、さらに、会社法の実務に携わる一般社会人や日本の会社法を研究する外国の研究者にも、現在の日本の株式会社における機関設計の全体像を把握するために利用されることを期待している。また、会社法を教授する立場にある日本の研究者にとって、会社法の教授法の一つとして参考となれば幸いである。
- 7 図表1は、米田前掲注(3)56頁に掲載の「株式会社の機関設計」の図表をベースに、平成26年改正により新設された監査等委員会設置会社を追加し、かつ、区画の構成を一部修正して作成したものである。米田前掲注(3)56頁の当該「株式会社の機関設計」の図表は、長谷川俊明『「聞きたい」「知りたい」実践 新会社法対策Q&A～経営者が押さえておきたい必須ポイント～』10頁（経済法令研究社、2006）を基本とし、宍戸前掲注(3)19頁、江頭憲治郎『株式会社法』284頁（有斐閣、2006）、神田秀樹『会社

法 第八版』150頁（弘文堂，2006），第一東京弁護士会等編『非公開会社のための会社法実務ガイドブック』24頁（商事法務，2006）等を参考にして作成したものである。

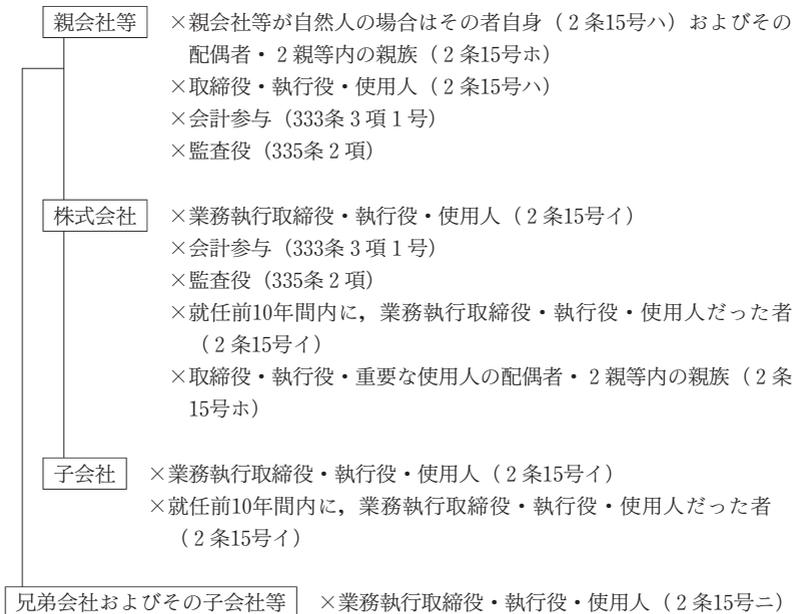
なお、図表1は、数学で用いる座標軸を念頭において、左から右に行くほど（ x 軸）、また、下から上に行くほど（ y 軸）小企業から大企業になるイメージで作成されている。

会社法上可能な機関設計の一覧表は、伊藤他前掲注(1)137頁、江頭前掲注(1)310頁、神田前掲注(1)179頁、弥永注(1)112頁にも記載があるが、これらの図表はすべて大会社と非大会社および公開会社と非公開会社を区分するのみで取締役会設置会社と非取締役会設置会社を区分していない。これらの図表と比較して、本図表1は、次の点に特色がある。

- ①取締役会設置会社・非取締役会設置会社の区分を加えて、全体を6つの区画に分けていること。
 - ②区画ごとに、会社法上設置することが義務づけられている機関のみで構成される機関類型（必置類型）を太字で明示していること。
 - ③区画は異なるがパターンが同じ機関設計に同じ記号（S・K・Aなど）を付して、類型としては、基本的に10類型であることを明示していること。
 - ④監査権限に制限のない監査役を「監査役」と表記し、監査権限が会計のみに限定された監査役（389条1項）を「限定監査役」と表記することにより、両者の違いを明示していること（ただし、監査権限に制限のない監査役を設けている機関設計の種類と限定監査役を設けている機関設計の種類は、種類の数を数える上では、他の点において相違がなければ、同一の種類であるとして数えている）。
 - ⑤会社法に規定する事項および定款で定めた事項に限り決議できる株主総会（295条2項）を「株主総会」と表記し、一切の事項について決議できる株主総会（295条1項）を「株主総会（万能）」と表記することにより両者の違いを明示していること。
- 8 株式会社は株主総会を置かなければならない旨の会社法の明文の規定はないが、会社法が326条に先だって株主総会について規定しており、また会社法上の諸規定が株主総会の存在を前提としていると解されることから、株主総会は設置が義務づけられていると解される。
- 9 監査等委員会設置会社は、監査役会および会計監査人設置会社と指名委員会等設置会社の中間的なガバナンスの仕組みとして、平成26年改正によって導入された。指名委員会等設置会社の利用者数の伸び悩みは、強力な権限を有する指名委員会・報酬委員会の設置が強制されるからだといわれる。そこで、新制度はこれらの委員会を置かなくてもよいものとされた（伊藤他前掲注(1)211頁）。
- 10 監査等委員会設置会社および指名委員会等設置会社に常に会計監査人の設置が義務づけられる（327条5項）理由は、一定の監査等委員会設置会社または指名委員会等設置会社のように社外取締役が重要な役割を果たすことが期待され、しかも取締役または執行役に委任する権限を広範に定めることができる（しかも指名委員会等設置会社では株主総会は取締役等の報酬を決定しない）会社においては、株主あるいは取締

役（とりわけ社外取締役）の意思決定・職務執行（監視・監督）にとって、会社の計算に関する情報の重要性が高いため、会計監査人の監査が不可欠であると考えられるためだろうとされる（弥永前掲注(1)116-117頁）。

- 11(1) 「社外取締役」は、業務執行取締役等（業務執行取締役および使用人。2条15号イ）でない取締役であり、かつ、一定の独立性を有する者をいうが（伊藤他前掲注(1)177-178頁）、正確には、2条15号により定義されている。当該定義規定および兼業禁止規定（333条3項1号：会計参与と取締役との兼業禁止、335条2項：監査役と取締役との兼業禁止）により、以下の×印の者は、「社外取締役」になることはできない（下図は、二重橋法律事務所編『Q&A 平成26年改正会社法 第2版』131頁（金融財政事情研究会、2015）の図を参考にして、さらに兼業禁止規定による制限を追加し、該当条文を明記したものである）。



上記の制限に加えて、その就任の前10年内のいずれかの時において、当該株式会社またはその子会社の取締役・会計参与・監査役であったことがある者（業務執行取締役であった者を除く）にあつては、追加の要件として、当該取締役・会計参与・監査役への就任の前10年間当該株式会社またはその子会社の業務執行取締役・執行役・使用人であったことがないことを要する（2条15号ロ）。

ここで、主要な用語の定義は以下のとおりである。

- ・「親会社等」とは、①親会社（2条4号）および②株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く）として法務省令（施行規則3条の2第2項）で定めるものをいう（2条4号の2）。

- ・「子会社」とは、会社はその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社とその経営を支配している法人として法務省令（施行規則3条1項・3項）で定めるものをいう（2条3号）
- ・「2親等内の親族」とは、自己の父母・祖父母・子・孫・兄弟、および、配偶者の父母・祖父母・子・孫・兄弟をいう（民法725条・726条）。
- ・「重要な使用人」は、362条4項3号にいう「重要な使用人」よりは狭く、執行役員のような経営者に準じる地位の者のみをいうと解される（岩原伸作『『会社法制の見直しに関する要綱案』の解説 [I]』商事1975号13頁〔2012〕、江頭前掲注(1)385頁）。

なお、「使用人」について、条文上は、通常「支配人その他の使用人」と表現されるが、本稿では、「支配人その他の」が例示にすぎない場合は、「支配人その他の」を省略して、単に「使用人」と表現する（江頭前掲注(1)384頁・516頁等も同様の表現を用いている）。

また、会社法の条文は、「業務執行取締役（株式会社の第363条第1項各号に掲げる取締役及び当該株式会社の業務を執行したその他の取締役をいう。……）若しくは執行役又は支配人その他の使用人」のことを「業務執行取締役等」と呼んでいる（2条15号イ）が、本稿では、「業務執行取締役・執行役・使用人」と表現する。

(2) 社外取締役の設置が会社法の規定により明示的に義務づけられているのは、監査等委員会設置会社および指名委員会等設置会社のみであるが、平成26年改正により、公開会社である監査役会設置会社で有価証券報告書の提出義務のある会社が、事業年度の末日に社外取締役を置いていない場合には、取締役は、当該事業年度に関する定時株主総会で、社外取締役を置くことが相当でない理由を説明しなければならないこととなった（327条の2。伊藤他前掲注(1)178-179頁参照）。

また東京証券取引所の上場規則に取り込まれたコーポレートガバナンス・コード（平成27年6月1日適用開始）の原則4-8は、「独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべきである」と定めている。コーポレートガバナンス・コードの対象はすべての上場会社である。もっとも、マザーズとJASDAQに上場している会社については、コンプライ・オア・エクスプレインの対象が5つの基本原則のみとされており、30の原則と38の補充原則についてはコンプライ・オア・エクスプレインを求められていない（中村直人・倉橋雄作『コーポレートガバナンス・コードの読み方・考え方』6頁（商事法務、2015））。

東京証券取引所が平成27年7月29日に発表した「東証上場会社における社外取締役の選任状況<確報>」によれば、東証一部上場会社（1,887社）のうち社外取締役を選任している会社の割合は94.3%（1,779社）、独立社外取締役を選任している会社の割合は87.0%（1,641社）、2名以上の独立社外取締役を選任している会社の割合は、48.4%（913社）である（下表参照）。

東証上場会社における社外取締役の選任会社数

集計対象	社数	社外取締役選任		独立社外取締役選任		2名以上の独立社外取締役選任	
		会社数	比率	会社数	比率	会社数	比率
市場第一部	1,887社	1,779社	94.3%	1,641社	87.0%	913社	48.4%
市場第二部	551社	476社	86.4%	366社	66.4%	108社	19.6%
マザーズ	212社	171社	80.7%	126社	59.4%	27社	12.7%
JASDAQ	824社	608社	73.8%	417社	50.6%	85社	10.3%
全上場会社	3,474社	3,034社	87.3%	2,550社	73.4%	1,133社	32.6%

出典：株式会社東京証券取引所「東証上場会社における社外取締役の選任状況く確報」5頁（2015年7月29日）

- 12 指名委員会等設置会社は、平成14年改正商法で新規に設けられた機関設計で、業務に関する決定権限を取締役会から執行役に委任する（416条4項）ことにより、モニタリング・モデルを実現することができる。

コーポレート・ガバナンス（企業統治）の目的は、(1)コンプライアンス（不祥事防止を含む）〔健全性の確保〕と(2)会社の業績評価〔効率性の向上〕との2つが中心である。後者について、取締役会の役割を業務に関する決定については基本的な戦略の決定に限定し、取締役会の役割としては、業績評価を社外取締役により行うことを重視する考え方を、モニタリング・モデルと呼ぶ。モニタリング・モデルは、1970年代の後半にアメリカで生まれ、1990年以降にヨーロッパ諸国に広がった（神田前掲注(1)181頁、伊藤他前掲注(1)204頁）。

監査等委員会設置会社でも、①取締役会の過半数が社外取締役である場合、または、②定款で定めた場合には、業務に関する決定を取締役会から取締役に委任することができ（399条の13第5項・6項）、これによりモニタリング・モデルを実現することができる。

他方、コンプライアンスのほうについては、監査等委員会設置会社と指名委員会等設置会社には監査役は存在せず、監査役（または監査役会）設置会社で監査役（または監査役会）が果たすべき役割は、それぞれ監査等委員会およびその委員と監査委員会およびその委員が果たすべきことになる（神田前掲注(1)181頁）。

- 13 監査等委員会設置会社および指名委員会等設置会社に常に会計監査人の設置が義務づけられる（327条5項）理由につき前掲注(1)参照。
- 14 公開会社は取締役会を置かなければならない（327条1項1号）とされる理由は、公開会社では、株式の譲渡を通じて株主が頻繁に交代することが予定され、個々の株主が業務執行者を十分に監視することが期待しにくいいため、業務執行を監督するために取締役会を義務づけたのだとされる（伊藤他前掲注(1)138頁）。
- 15 (1) 「限定監査役」という語は、会社法の条文において用いられている用語ではない。

また、講学上も、現時点では、「限定監査役」という語は本稿独自の用法である。

- (2) 限定監査役の立法経緯は次のとおりである。

商法は、当初は監査役に取締役の職務全般を監査する権限を与えていたが、昭和25年改正で、アメリカ法を参考として取締役会の制度を新設したこととの関係で、取締役会が代表取締役の業務執行を監督することを期待し、監査役の権限を縮小して会計監査だけに限定した（神田前掲注(1)178頁）。その後、昭和49年改正により監査役に業務監査権限が復活したが、商法特例法（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律）上の小会社（資本金1億円以下の株式会社。昭和56年改正により、負債の部の総額が200億円以上の株式会社が小会社から除かれることになった。）および有限会社（任意に監査役を置いていた場合（旧有限会社法33条））については、取締役の職務執行全般を監査する人材を得ることが難しい等の理由により、監査役の権限は会計監査に限定されたままにされた。会社法制定時には、監査役に一律に業務監査権限を付与する方向の制度改正が検討されたが、中小企業関係者が監査役に業務監査権限を付与するか否かを定款自治に委ねるべきことを強く主張したために、会社法においても限定監査役の制度が存置された。もっとも、業務監査権限を有する監査役を置かない株式会社については、各株主の監視権限を強化する改正もなされた（357条1項、360条1項、367条1項、371条2項、426条1項）（江頭前掲注(1)512頁）。

- (3) 会社法上「監査役」の語は、監査の範囲に制限のない監査役と限定監査役の双方を含む語として用いられている（ただし、本稿では「監査役」は、「監査の範囲に制限のない監査役」のみを意味するものとして用いる）。これに対し、「監査役設置会社」の語は、監査の範囲に制限がない監査役（すなわち業務監査および会計監査を行う監査役）を置く株式会社のみをいい限定監査役を置く株式会社は「監査役設置会社」ではない（2条9号）。例外的に、限定監査役を置く株式会社も含んで「監査役設置会社」と呼ぶときは、会社法に明文の規定がある。例えば、次の場合である。

① 計算書類等の監査を行う「監査役設置会社」には、限定監査役を置いている株式会社を含む（436条1項）。

② 登記上の「監査役設置会社」には、限定監査役を置いている株式会社を含む（911条2項17号）（平成26年改正前は、監査役設置会社が、監査権限に制限のない監査役を置くのか限定監査役を置くのか登記上判別できなかったが、平成26年改正により、登記上判別できるようになった（911条3項17号イ））。

- (4) 会社法上、監査の範囲に制限がない監査役に対してのみ認められ、限定監査役には認められない主な権限・義務は次のとおりである。なお、本稿では、「業務監査」の語を狭義、すなわち、会社の業務執行に関する取締役の行為に関する監査から「会計に関するもの」（389条1項）を除いたものの意味で用いている。

1. 監査役と取締役とが協調して行うもの（監査役は取締役の行為を促すのみで、自ら改善のための行動をすることができないもの）

(ア) 取締役会への報告義務（382条。伊藤他前掲注(1)195頁）

監査役は、①取締役が不正の行為をしたとき、②取締役が不正の行為をするおそれがあると認めるとき、③法令または定款に違反する事実があると認めるとき、④著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を取締役会（非取締役会設置会社の場合は取締役）に報告しなければならない（382条）。

なお、取締役は、株式会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を、監査役（非監査役設置会社の場合は株主、監査役会設置会社の場合は監査役会）に報告しなければならない（357条1項・2項）。

- (イ) 取締役会への出席義務・意見陳述義務：(383条1項, 369条3項・4項。伊藤他前掲注(1)195頁)

監査役は、取締役会に出席しなければならない（383条1項本文）。監査役は、出席した取締役で、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない（383条1項本文）。取締役会議事録には、取締役のみならず、監査役も署名または記名押印をしなければならない（369条3項・4項）。

例外として、特別取締役による取締役会の場合は、監査役の互選によって、出席する監査役を定めることができる（383条1項ただし書）。

- (ロ) 取締役会の招集請求権（383条2項・3項・4項。伊藤他前掲注(1)195頁）

監査役は、382条により取締役会への報告義務を負う場合、すなわち上記(ア)の①②③または④の場合において、必要があると認めるときは、取締役、または、取締役会を招集する取締役を定款または取締役会で定めたときはその取締役（招集権者（366条2項））に対し、取締役会の招集を請求することができる（383条2項）。取締役・招集権者が招集しない場合は、請求をした監査役が自ら招集する（383条3項）。

2. 監査役が取締役との協調なしに行えるもの（監査役が自ら改善のための行動をとることができるもの）

- (イ) 監査報告作成義務（381条1項後段・施行規則105条。伊藤他前掲注(1)194頁）

監査役は、監査報告を作成しなければならない（381条1項後段・施行規則105条）。監査役が複数いる場合には、各監査役が監査報告を作成する（伊藤他前掲注(1)194頁）。監査役会監査報告（390条2項1号で作成義務が定められている）は、各監査役が、それぞれ作成した監査報告（監査役監査報告（施行規則130条1項））に基づいて作成しなければならない（施行規則130条1項、計算規則123条1項）

- (ロ) 事業報告請求権・業務財産状況調査権（381条2項・3項・4項。伊藤他前掲注(1)195頁）

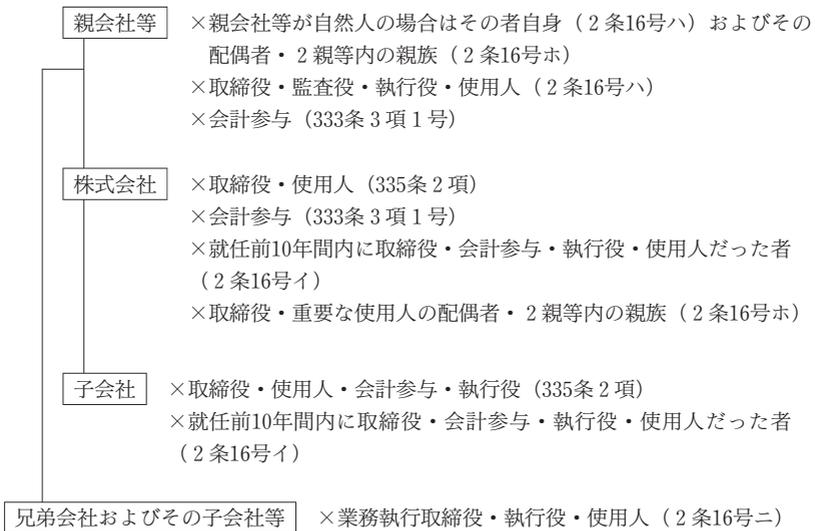
- (ハ) 株主総会資料調査・報告義務（384条・314条・340条。伊藤他前掲注(1)195頁）

監査役は、取締役が株主総会に提出しようとする、議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査しなければならない（384条前段、施行規則106条）。調査

の結果、法令または定款に違反する事項があると認めるとき、または著しく不当な事項があると認めるときには、その調査の結果を株主総会に報告しなければならない(384条後段)。また、株主総会における株主の質問に対して、必要な説明をしなければならない(314条)。監査役が会計監査人を解任した場合(340条1項)に、解任後最初の株主総会で解任の旨および解任の理由を報告しなければならない(340条3項)。

- (甲) 監査役による取締役の違法行為差止請求権(385条。伊藤他前掲注(1)195頁)
監査役は、①取締役が法令または定款に違反する行為をした場合において、当該行為によって当該監査役設置会社に著しい損害が生ずるおそれがあるとき、または②取締役が法令または定款に違反する行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該監査役設置会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる(385条1項)
- (乙) 取締役・会社間の訴訟における会社代表(386条。伊藤他前掲注(1)195頁)
①監査役設置会社が取締役もしくは取締役であった者に対して、訴えを提起する場合(386条1項1号)、②取締役が監査役設置会社に対して訴えを提起する場合(386条1項1号)、③株式交換等完全親会社(849条2項1号)である監査役設置会社が、その株式交換等完全子会社(847条の2第1項)の取締役・取締役であった者・執行役・執行役であった者・清算人もしくは清算人であった者の責任を追及する訴えを提起する場合(386条1項2号)または④最終完全親会社等(847条の3第1項)である監査役設置会社が、その完全子会社等(847条の3第2項2号・3項)の上記③と同様の者に対して特定責任追及の訴え(847条の3第1項)を提訴する場合(386条1項3号)は、監査役が監査役設置会社を代表する(386条1項)。
- (丙) 提訴権(828条2項1号・2条9号。江頭前掲注(1)366頁)
会社の組織に関する訴え(834条)中、持分会社に関するもの(834条18号・19号等)および会社の解散の訴え(834条20号・21号等)を除いたものについては、会計監査・業務監査の権限のある監査役も原告適格がある(828条2項1号・2条9号)。限定監査役には、原告適格がない(江頭前掲注(1)366頁)。
- 16 取締役会設置会社は、原則として監査の範囲に制限のない監査役を置かなければならない(327条2項本文)とされる理由は、効率的な企業活動を実現するとともに、株主総会の権限の縮小と取締役会の広範囲な権限に顧みて、取締役会および監査役(会)による、複数方向からの牽制により、業務執行機関である代表取締役の独断専行の抑制を図ろうとするものであるとされる(弥永前掲注(1)113-114頁)。
- 17 非大会社である非公開取締役会設置会社では、監査の範囲に制限のない監査役に代えて、限定監査役を置いてもいいとされる理由は、公開会社以外の会社では業務一般の監査を行う能力を有する監査役として適任のものを見つけない可能性があるという認識に基づくものであるとされる(弥永前掲注(1)115頁)。なお、上記注(15)記載の限定監査の立法経緯も参照。

- 18 非大会社である非公開取締役会設置会社では、監査の範囲に制限のない監査役に代えて、会計参与を置いてもいいとされる理由は、計算書類の信頼性を高めるための会計参与と監査役（とりわけ限定監査役）による監査を二重にする必要はないからであるとされる（弥永前掲注(1)115頁）。なお、上記注(5)記載の限定監査役の立法経緯も参照。
- 19 監査役会を置くには、取締役会設置会社でなければならない（327条1項2号）とされる理由は、監査役会設置会社について仮に取締役会の設置義務がないものとする、取締役は1人しかいないが監査役が3人以上存在する（335条3項）というアンバランスな状態が生じるし、そのように業務執行者よりも監視者の数が多い機関設計のニーズも存在しないと考えられるからだとされる（伊藤他前掲注(1)138頁、弥永前掲注(1)114頁）。
- 20 「社外監査役」は、2条16号により定義されている。当該定義規定および兼業禁止規定（333条3項1号：監査役と会計参与との兼業禁止、335条2項：監査役と取締役・使用人・会計参与・執行役との兼業禁止）により、以下の×印の者は、「社外監査役」になることはできない（下図は、二重橋法律事務所前掲注(1)132頁の図を参考にして、さらに兼業禁止規定による制限を追加し、該当条文を明記したものである）。



上記の制限に加えて、その就任の前10年内のいずれかの時において、当該株式会社またはその子会社の監査役であったことがある者にあつては、追加の要件として、当該監査役への就任の前10年間、当該株式会社またはその子会社の取締役・会計参与・執行役・使用人であったことがないことを要する（2条16号ロ）。

- 21 大会社は、会計監査人を置かなければならない（328条1項・2項）とされる理由は、大会社では会社債権者を保護するため計算書類の適正化を図る要請が大きく、ま

た会計監査人の設置に伴う費用を負担する力があると考えられるからであるとされる(伊藤他前掲注(1)139頁)

- 22 会計監査人設置会社は、監査等委員会設置会社または指名委員会等設置会社でない場合は、監査の範囲に制限のない監査役を置かなければならない(327条3項, 389条1項かつこ書)とされる理由は、監査役が、会計監査人の独立性を保ち、かつ、会計監査役の業務の適正を保つ機能を有するからである(伊藤他前掲注(1)139頁参照)。

すなわち、会社法上、監査機関(監査役会を設置していない監査役設置会社の監査役、監査役会設置会社の監査役会、監査等委員会設置会社の監査等委員会および指名委員会等設置会社の監査委員会をいう。)と会計監査人はセットで機能するように設計されているのである。会計監査人と監査機関がセットで機能するというものの具体的内容は以下のとおりである。なお、以下の説明において、①から⑤は次の場合を示すものとする。①監査役会を設置していない監査役設置会社において監査役が1人の場合、②監査役会を設置していない監査役設置会社において監査役が2人以上の場合、③監査役会設置会社の場合、④監査等委員会設置会社の場合、⑤指名委員会等設置会社の場合。

(ア) 会計監査人の取締役からの独立性を担保するための監査機関の機能

- (i) 会計監査人は株主総会の普通決議により選任される(329条1項・309条1項)。

また、株主総会の普通決議により解任されうる(339条1項・309条1項)。そして、株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案は、取締役会ではなく、①監査役(344条1項)、②監査役の過半数(344条2項)、③監査役会(344条3項)、④監査等委員会(399条の2第3項2号)、⑤監査委員会(404条2項2号)が決定する。

- (ii) 会計監査人は、その職務を行うに際して取締役(指名委員会等設置会社においては取締役および執行役(397条5号))の職務の執行に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、取締役会ではなく、①監査役(397条1項)、②監査役(397条1項)、③監査役会(397条3項)、④監査等委員会(397条4項)、⑤監査委員会(397条5項)に報告しなければならない(397条1項・3項・4項・5項)。

- (iii) 会計監査人の報酬等(定義:361条1項柱書)は、定款・株主総会決議によって定める必要はない。しかし、取締役が会計監査人の報酬等を定める場合には、①監査役(399条1項)、②監査役の過半数(399条1項かつこ書)、③監査役会(399条2項)、④監査等委員会(399条3項)、⑤監査委員会(399条4項)の同意を得なければならない(伊藤他前掲注(1)201頁参照)。

- (イ) 会計監査人の業務の適正を保つために監査機関が会計監査人のチェックをする仕組み

- (i) 上記(ア)(i)のうち、解任または再任しないこととする議案の決定は、監査機関が会計監査人のチェックをするための仕組みであるとも評価できる。

- (ii) 会計監査人が職務上の義務に違反し、もしくは職務を怠ったとき、会計監査人としてふさわしくない非行があったとき、または、心身の故障のため、職務の執

- 行に支障があり、もしくはこれに堪えないときは、①監査役（340条1項）、②監査役全員の同意（340条2項）、③監査役全員の同意（340条4項）、④監査等委員全員の同意（340条5項）、⑤監査委員会の委員全員の同意（340条6項）によって、会計監査人を解任することができる。
- (iii) ①監査役（397条2項）、②監査役（397条2項）、③監査役会（397条3項）、④監査等委員会が選定した監査等委員（397条4項）、⑤監査委員会が選定した監査委員会の委員（397条5項）は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる（397条2項・3項・4項・5項）。
- 23 上記注(15)記載の限定監査役の立法経緯参照。
- 24 ただし、間接的には、大会社は会計監査人を置かなければならない（328条1項・2項、327条5項）、監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社でない公開大会社は監査役会をおこななければならない（328条1項）など大会社・非大会社、公開会社・非公開会社という区分と機関設計が関連している場合がある。
- 25 概説書にも、非取締役会設置会社を取締役会設置会社とは切り離して説明している例がある（伊藤他前掲注(1)214-216頁）。
- 26 図表3は、以下の①～④のデータを参考にして作成した。基本的に最新の数値を用いている①に基づいたが、特例有限会社はすべて非大会社である非取締役会設置会社であると仮定した。また、①と②のデータ間で整合性がとれていないことから、大会社の合計数（約9500社）と内訳の合計数（非公開の大会社約7000社＋上場会社約3600社＋非上場の公開大会社数（不明））が一致していない。
- ①日本には、平成26年11月末現在、清算中の会社を除き、358万2000社の会社があるが、株式会社（特例有限会社を除く）が177万社、特例有限会社が164万2000社、合名会社が1万8000社、合資会社が8万社、合同会社が7万2000社ある。株式会社のうち、証券取引所（金融商品取引法に基づく金融商品取引所）の上場会社が約3600社あり、大会社は約9500社と推測される。なお、議決権を有する株主が1000人以上の会社は約4000社と推測される（神田前掲注(1)7頁）。
- ②平成26年3月末の概数で、株式会社（特例有限会社を除く）の数が約172万5000社であるが、平成27年1月末の上場会社は約3600社である（伊藤他前掲注(1)23頁）。非公開で非大会社は、いわゆる中小企業の多くが該当するもので、社数ではわが国の株式会社のほとんどがこれにあたる。非公開会社で大会社は、上場会社の非上場子会社などのイメージで、社数は約7000社と推測される。公開会社で非大会社は、新規上場企業の一部や、実態は中小企業であるが定款に譲渡制限の定めを置くことを失念している会社などがこれにあたる。公開会社で大会社は、上場会社のほとんどがこれにあたり、社数は3500前後と推測される（伊藤他前掲注(1)137頁）。
- ③平成24年度の税務統計によると、株式会社が、旧有限会社法により設立された会社を含め241万2025、合名会社が4318、合資会社が2万1462、合同会社が2万0718、その他（企業組合、相互会社、医療法人等）が6万6308である（国税庁企画課編・税務統計から見た法人企業の実態〔平成24年分〕）。もっとも、平成18年のものであ

るが、国内の全事業所に調査員が調査票を配布する方式の調査によれば、株式会社が特例有限会社を含めて149万6338、合名会社・合資会社・合同会社・相互会社が1万9627で、会社数合計が151万5965とされている（総務省「平成18年事業所・企業統計調査」）。このズレは、固有の事業所を持たない会社が約100万社存在することを意味する（江頭前掲注(1)3頁）。

- ④国税庁基準（出典：国税庁企画課編・会社標本調査より作成）による会社の数は、会社法施行前の2005年現在で、株式会社1,041,067、有限会社1,454,078、合名会社5,758、合資会社31,887、その他52,243であり、2009年現在で、株式会社2,521,706、合名会社5,272、合資会社25,646、合同会社10,206、その他54,234である（落合誠一編『会社法 Visual Materials』1頁（有斐閣、2011））。

なお、上場会社約3,600社の中で、指名委員会等設置会社は約60社にすぎず、ほとんどの会社は監査役会を設置する伝統的な組織機構を採用している（伊藤他前掲注(1)205頁）。平成26年改正（平成27年5月1日施行）で新たに定められた監査等委員会設置会社制度は、すでに初年度である平成27年度から移行上場会社数が200社を超え、制度導入から10年以上経過した指名委員会等設置会社の3倍以上に達している（商事2088号94頁〔2015〕）。

- 27 「最終事業年度」は2条24号に定義されており、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表（435条2項・施行規則116条2号・計算規則59条1項）につき、承認特則規定（439条、施行規則116条5号・計算規則135条）の適用を受けない株式会社においては、定時株主総会（毎事業年度の終了後一定の時期に招集される株主総会（296条1項）。事業年度の末日を基準日（124条1項）とした場合は、事業年度の末日後3か月以内に開催しなければならない（124条2項かつこ書）の普通決議による承認（438条2項・309条1項）を受けた場合、承認特則規定の適用を受ける株式会社においては、436条3項の取締役役会の承認を受けた場合における当該各事業年度のうち最も遅いものをいう。したがって、例えば、2014年4月から2015年3月までの事業年度について、承認特則規定不適用会社では定時株主総会（通常は2015年6月に開催される）、承認特則規定適用会社では436条3項の取締役会（通常は2015年5月に開催される）によって計算書類が承認された後は、当該事業年度が「最終事業年度」であるが、そのような承認がなされる前は、1年前の事業年度（2013年4月から2014年3月までの事業年度）が、「最終事業年度」であるので注意を要する。
- 28 伊藤他前掲注(1)23頁は「大会社でない株式会社は、『非大会社』『中小会社』などと呼ばれることがある。」とする。
- 29 株式会社が貸借対照表の（要旨の）公告義務（440条1項・2項）を果たしていない場合は、登記上の「資本金の額」（911条3項5号）を確認し、資本金の額が5億円以上であれば大会社であると判別できる（2条6号イ）。しかし、登記上の資本金の額が5億円未満の場合は、何らかの方法で貸借対照表上の「負債の部」の額が200億円以上であること（2条6号ロ）を確認できない限り、大会社であると判別することはできない。

- 30 「公開会社」の定義規定（2条5号）を読むときには、「内容として」の後に読点〔, 〕を入れて読むと分かり易い（伊藤他前掲注(1)23頁）。
- 31 会社法が上場会社か否かを会社類型のメルクマールとせず、全株式につき定款で譲渡制限を定めているか否かをメルクマールとしている理由は、わが国の非上場株式会社の大部分が全株式につき定款で譲渡制限を定めているからであるとされる（江頭前掲注(1)7-8頁）。
- 32 公開会社でない株式会社は、「非公開会社」と呼ばれる（伊藤他前掲注(1)23頁）他に、「全株式譲渡制限会社」（江頭前掲注(1)7頁等）、「株式譲渡制限会社」とも呼ばれる（神田前掲注(1)30頁）。
- 33 譲渡制限に関する事項は、公開会社が否かを区分する重要な指標であるため、登記事項証明書では「株式の譲渡制限に関する規定」欄に記載される（奥島孝康他『基本法コンメンタル会社法3〔第2版〕』528頁〔浜田道代〕（日本評論社、2015））。
- 34 伊藤他前掲注(1)214頁等・神田前掲注(1)252頁等も「非取締役会設置会社」と呼んでいる。
- 35 この「機関設計の厳格度」の序列は、堀井智明「株式会社の機関設計に関する若干の考察—非公開会社における債権者保護の観点から—」山本為三郎編『新会社法の基本問題』126頁（慶応義塾大学出版会、2006）記載の、金融機関の与信判断における信用力の序列を参考に、私見に基づき、(K) 監査等委員会設置会社および(d) 株主総会+取締役+取締役会+会計参与を追加した。
- 36 前掲注(2)参照。
- 37 江頭前掲注(1)7頁参照。
- 38 大会社には会計監査人の設置義務がある（328条1項・2項）とされる理由について、前掲注(2)参照。
- 39 監査等委員会設置会社および指名委員会等設置会社に常に会計監査人の設置義務づけられる理由について、前掲注(10)参照。
- 40 ただし、内部統制システムを整備しているかいないかが、取締役の責任を認めるか否かに影響を与える（弥永前掲注(1)232頁参照）。
- 41 江頭前掲注(1)7頁注10⑧参照。なお、本文の以下の記述において、アンダーラインは筆者によるものである。
- 42 江頭前掲注(1)7頁注10⑩参照。
- 43 公開会社・非公開会社の区分に基づく会社法上のルールとしては、本文で述べたもののほか、一般承継人からの自己株式取得の取扱い（162条1号）、取締役・執行役の資格（331条2項・402条5項）、会計参与の任期（334条1項・332条1項～3項）、監査役の任期（336条2項）、組織再編行為の承認時の特殊決議（309条3項2号・3号）、株主への通知に代わる広告の許容（158条2項・849条5項）、清算中の監査役設置義務（477条4項）等がある（江頭前掲注(1)7頁参照）。
- 44 江頭前掲注(1)7頁注10①参照。
- 45 伊藤他前掲注(1)68頁注2、江頭前掲注(1)7頁注10⑫⑬参照。
- 46 江頭前掲注(1)7頁注10⑫参照。

平成26年会社法改正後の株式会社の機関設計

- 47 江頭前掲注(1)7頁注10⑬参照。
- 48 江頭前掲注(1)7頁注10⑭参照。
- 49 江頭前掲注(1)7頁注10⑮参照。
- 50 江頭前掲注(1)7頁注10⑯参照。
- 51 江頭前掲注(1)7頁注10⑰参照。
- 52 江頭前掲注(1)7頁注10⑱参照。
- 53 前掲注(15)参照。
- 54 江頭前掲注(1)7頁注10⑲参照。
- 55 江頭前掲注(1)7頁注10⑳参照。
- 56 江頭前掲注(1)313-314頁・316頁，伊藤他前掲注(1)145頁参照。
- 57 伊藤他前掲注(1)143-144頁参照。
- 58 伊藤他前掲注(1)144-146頁参照。
- 59 伊藤他前掲注(1)145頁参照。
- 60 米田前掲注(3)59-61頁参照。
- 61 上場企業約3600社の大多数は（A）監査役会および会計監査人設置会社であり，（K）監査等委員会設置会社は200社超，（S）指名委員会等設置会社は約60社である（前掲注(26)参照）。
- 62 二重橋法律事務所前掲注(1)51-54頁参照。ただし，条文を補充し，私見に基づき一部修正した。

以 上